

第7回 大山町議会定例会会議録（第3日）

平成25年9月19日（木曜日）

議事日程

平成25年9月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
1	15	西山 富三郎	1. 自治基本条例の制定について 2. 職員の行動指針は策定しているか
2	8	杉谷 洋一	1. 水害や土砂災害などの防災対策について 2. 磯焼け対策について
3	7	大森 正治	1. 高校生家庭への子育て支援を 2. 「税と社会保障の一体改革」を問う
4	11	西尾 寿博	1. 今後の町政のかじ取りは 2. 「大山町だからできることサイクリングを活性化の目玉に」
5	3	大杖 正彦	1. スポーツ少年団の活動支援について 2. 指定管理者制度について
6	4	圓岡 伸夫	1. どうする介護保険の要支援外し 2. 旧甲川マス釣り場上側のえん堤の浚渫（しゅんせつ）の働きかけを 3. アベノミクスと畜産業
7	12	吉原 美智恵	1. 大山町における防災・減災の取り組みは
8	1	加藤 紀之	1. 津波に対する防災について
9	13	岩井 美保子	1. カーブス誘致について 2. 名和小学校の信号機から運動公園にいたる町道の植栽について
10	14	岡田 聰	1. 空き家・空き地の適正管理を 2. 防災教育の充実を
11	9	野口 昌作	1. 山陰道開通と地方道路の修繕について 2. 中山温泉利用者増の取り組みについて
12	2	大原 広巳	1. 農業後継者問題について 2. 空き家対策について

13	6	米本 隆記	1. 人口減少の対策は 2. パート3 旧光徳小の今後は
14	5	遠藤 幸子	1. 空き家の適正な管理について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
1	15	西山 富三郎	1. 自治基本条例の制定について 2. 職員の行動指針は策定しているか
2	8	杉谷 洋一	1. 水害や土砂災害などの防災対策について 2. 磯焼け対策について
3	7	大森 正治	1. 高校生家庭への子育て支援を 2. 「税と社会保障の一体改革」を問う
4	11	西尾 寿博	1. 今後の町政のかじ取りは 2. 「大山町だからできることサイクリングを活性化の目玉に」
5	3	大杖 正彦	1. スポーツ少年団の活動支援について 2. 指定管理者制度について
6	4	圓岡 伸夫	1. どうする介護保険の要支援外し 2. 旧甲川マス釣り場上側のえん堤の浚渫（しゅんせつ）の働きかけを 3. アベノミクスと畜産業
7	12	吉原 美智恵	1. 大山町における防災・減災の取り組みは
8	1	加藤 紀之	1. 津波に対する防災について

出席議員（16名）

1番 加藤 紀之	2番 大原 広己
3番 大杖 正彦	4番 圓岡 伸夫
5番 遠藤 幸子	6番 米本 隆記
7番 大森 正治	8番 杉谷 洋一
9番 野口 昌作	10番 近藤 大介
11番 西尾 寿博	12番 吉原 美智恵

13番 岩井 美保子

14番 岡田 聰

15番 西山 富三郎

16番 野口 俊明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 小谷 正 寿      書記 ————— 中井 晶 義

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 森田 増 範      教育長 ————— 山根 浩

副町長 ————— 小西 正 記

教育次長兼学校教育課長 ————— 齋藤 匠

総務課長 ————— 酒嶋 宏      社会教育課長 ——— 手島 千津夫

中山支所総合窓口課長 杉本 美 鈴      幼児教育課長 ——— 林原 幸 雄

大山支所総合窓口課長 門脇 英 之      企画情報課長 ——— 戸野 隆 弘

税務課長兼滞納対策室長 ————— 野間 一 成

建設課長 ————— 野坂 友 晴      水道課長 ————— 白石 貴 和

農林水産課長兼農業委員会事務局長 ————— 山下 一 郎

福祉介護課長 ——— 持田 隆 昌      保健課長 ————— 後藤 英 紀

観光商工課長 ——— 福留 弘 明      会計管理者 ——— 岡田 栄

観光商工課参事 ——— 齋藤 淳      教育委員長 ——— 伊澤 百 子

人権推進課長 ————— 松田 博 明      地籍調査課長 ——— 種田 順 治

住民生活課長 ——— 森田 典 子

---

午前9時30分開議

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

本日、あす、2日間一般質問であります。ひとついい質問をよろしく願いいたします。

なお、本日は中海テレビが取材に入るということで許可をしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これから会議を開きます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は一般質問を行います。通告された議員が14人ありましたので、本日とあす9月20日の2日間行います。よろしくお願いいたします。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（野口 俊明君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

15番、西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） はい。おはようございます。

今回は2問質問いたしますが、最初の自治基本条例の制定につきましては6月にも出しておりましたが、時間がなかったために再質問ができませんでしたので、再度質問させていただきます。

自治基本条例の制定について、地方自治体独自の政策法務の考え方が生まれる中、一部の地方自治体の間では政策法務を遂行する上で自治基本条例を制定しようとする動きがあります。もっとも、自治基本条例に対する考え方は自治体によってさまざま、同じではありません。憲法と法律の関係と同様に、条例等の自治体、自治法体系の上位に立つ基本条例（狭義の自治基本条例）と市民社会の成熟によって求められる行政と市民、NPO、企業等の協働条例、そして都市計画、土地利用や景観等に関するまちづくりの方針を定めるまちづくり条例の3つの考え方が存在しています。

地方分権が進むことによって国からの各種の関与が後退し、政策形成主体としての地方自治体の存在感が高まることになるとしても、自治体政策形成過程への住民による参画の保障につながるわけではありません。地方自治体の本旨の内容である団体自治と住民自治のあり方に照らして、国との関係における団体自治が図られるだけでは不足、足りず、住民自治の保障の充実も求められるところであります。

その意味では、現今の自治基本条例の制定の動きは地方分権を単に国と地方の権限の再配分の問題と、問題に限定するのではなく、住民自治のより一層拡充を目指すものであると表すことができます。殊に地方分権一括法により機関委任事務が廃止され、従来地方自治体において処理されてきた国の事務が、1つ、国の事務として直接執行されるもの、2つ、自治体の法定受託事務、3つ、自治体の自治事務に再編されるという地方自治制度の大変革の渦中であって、国と地方の関係は大きく変わろうとしており、地方自治体は今、地方自治の確立、強化を図る上でこれまで考えられなかったような可能性を手にしたと言えます。これを単なる画餅に終わらせてしまうのか、実現できるのか、大きな課題であります。地方自治体が地域における総合的政策、総合的な政策策定と執行の主体としての力量を文字どおり高めて、国との関係における団体自治の強化にとどまらず住民自治、その住民自治がその主体性を発揮しようとする住民自治の確立が不可欠であります。

そして、町民参加と協働を一過性のものに終わらせないためには、制度化が必要とな

ります。このような文脈の中で、自治基本条例はそれぞれの自治体の行政運営の根本を定める重要な役割を担っていく可能性を秘めていると思います。

1つ、町政の基本的な原則と制度やその運営の指針や町民と町の役割を定めることにより、住民自治の確立を図るために自治基本条例制定に取り組まれたい。

2つ、地方公共団体は地方政府と言われる。その根拠は。

3つ、地域社会の形成の主体は町民であると言われていています。根拠は。

4点目、協働の内容は。

5点目、町長は4月に再選されました。自己責任、自己決定の原則のもと、すぐれた経営感覚を持って町民とどう向き合うか、指導力は、指導力、特に何と何でしょうか。

1問目であります。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。おはようございます。

それでは、トップバッターでございます西山議員の1点目の質問でございます自治基本条例の制定につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

町政の基本的な原則と制度やその運用の方針、町民と町の役割を定めることにより住民自治の確立を図るために、自治基本条例策定に取り組まれたいということでございますが、全国の自治体は約1,700ほど現在ございます。その中で、現在におきましては約210ほどの自治体で制定をされている現状にあるようであります。県内では、19の自治体のうち5団体で制定をされていると認識をいたしているところであります。

自治基本条例の明確な定義はいまだ定まっていないうございまして、一般的には一つに、1点目にまちづくりにおける自治体運営の基本理念、基本原則、2点目にまちづくりにおける住民、行政、議会の役割、3点目に住民参加、情報提供などの住民自治に関すること、4点目に自治体の最高法規としての位置づけなどを規定をした内容となっているようございまして。

自治基本条例の制定につきましては、現在もその賛否が分かれている状況でございますが、近年制定をされております自治基本条例では住民投票条例についての内容が盛り込まれているケースが多く、有権者の資格、発議のあり方などについて賛否が大きく分かれているものと認識いたしているところであります。

以前の御質問でもお答えをいたしました。地方自治で重要なことは、その自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うということ、その自治体のみずからの権限と責任において地域の行政を行うということでありまして。そのためには、まちづくり活動のため住民の皆様積極的に参加をしていただくということが必要であると考えております。

現在進めておりますところの集落の健康診断によりましてところの村づくりの取り組み、

あるいはまちづくり地区会議の活動、さまざまなグループ活動、そして自主防災組織の育成など、住民の皆さんにまちづくりについて積極的に参加をしていただく機会を設けているところであり、これからも努めてまいりたいと存じます。

また、これから取り組んでまいります住民参画によりますところの未来づくり10年プランの策定、これに取り組み、そして実践へつなげてまいりたいと考えています。現在の状況では、このような活動を進めていく中で住民自治を推進、進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、地方公共団体は地方政府と言われているとの根拠はということではありますが、また地域社会の形成の主体は町民であるということの根拠ということについてでございますが、出典がわかりませんのでどのようにお答えをしてよいか十分でないかもしれません。

地方公共団体が地方政府と呼ばれているということにつきましては、地方分権、地域主権の議論の中で、諸外国のように中央政府と地方政府という捉え方の中でそのような表現をされているものと思います。

地域社会の形成の主体は町民であるということにつきましては、地方自治の本旨である住民自治と団体自治に基づき住民が主体的にまちづくりに参加をし、地域社会の運営体制の方向を確立していくということではないかと考えております。

協働の内容はということでございますが、一般的には複数の主体が何らかの目標を共有をし、ともに力を合わせて活動していくということとされているようですが、住民や集落、NPOなど異なる主体が意識と実施過程の経過をともに共有をしながら、同じ目的のために物事を進めていくということではないかと考えております。

次に、自己責任、自己決定の原則のもと、すぐれた経営感覚を持って町民とどう向き合うか、指導力は何かということについてであります。

町政の方向性を示す最終的な責任者として、その責任を強く感じているところであり、また、町民の皆様や、町民の皆様の意見や御要望、そうしたことをお聞きするとともに、広くアンテナをめぐらし情報を得る。そうした状況の中で、判断をしっかりと的確に進めていくということを取り組みを進めてまいりたいと考えます。

指導力ということでございますが、目標や将来の理想像を示すこと、それに向かって全体で進んでいくということ、これを進める力ではないかなと考えるところでもあります。

以上、1点目の答弁にかえさせていただきます。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） そういたしますと、最後の町長の指導力というところから入っていきたいと思います。あとはまた後で。

町長、御承知だと思いますが、今の時代は縮小の時代に入っているとされており、これは少子高齢化による減少であって、高齢化が進めば多くの退職者が生まれます。一

方、社会保障とか福祉経費が増大する、構造的に財政が縮小することになる、このようなことを意味しておるようであります。

そこで、私は町長にこの議場で提言しておきたいのは、町長は持続可能な自治体づくりに指導力を発揮してほしいと思うわけです。自治体の持続可能な自治体像。

そして、さらに前段触れておりますように持続可能な地域づくり、この持続可能な団体と持続可能な地域づくりの方向性をですね、あなたが示してほしいわけです。

その中に、私は4つあると思っていますんです。1つは人づくりですし、2つは仕事づくりですし、3つは地域づくりですし、4点目は自治の仕組みづくりだと思っんです。

この縮小の時代に町長の指導力を発揮してほしいと思いますが、御答弁をお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。西山議員からの質問にお答えさせていただきます。

御存じのように、縮小の時代という表現をされましたけれども、人口減少という時代の中で経済のパイも人口も減っていくということでもあります。仰せのと通りの時代に入ってきております。

そうした中で、現在その取り組みの中での方向性として4点述べられました。そうしたおっしゃいます点、私もそのように思っております。そうした視点を持って、行政の運営、取り組み、進めてまいりたいと考えているところであります。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） そういたしますとともに戻りますが、自治基本条例のつくり方は幾ら議会や私どもが言ったって、それより以前に住民の皆さんとお話し合いすることがいいと思いますので、こういうこの流れでいいと思いますよ。

しかし、私は自治基本条例そのものの強調しておきたいわけです。平成12年の分権改革によって、国、地方は対等、平等な関係になり、自治体はその役割と責任が増大しました。これまで基本構想が市民参加や自治、協働といった市民と行政の関係を明確に示しましたが、現在は基本構想の議会議決は絶対要件となくなりました。しかし、議会は議決しようということになりましたし、町長側は条例を出しております。そのように意味は大きく変わってきております。

私は、自治基本条例をこう何回も何回も言いますのか。情報公開や市民参加、パブリックコメント、住民投票など市民の立場に立って自治体を協働型、自治型に変えていくための手法だと思っておるんです。町長、協働型、自治型に変えていくと思うわけです。課題としては、先ほど言いましたようにそれには住民の制定過程の中に十分議論がすることありますけれども、私がしつこく言うのにはわかりやすく、町の姿勢はこうですよというふうなことをちゃんと、その、何といいますかね、条例にしてわかってほしいです。

私、これ杉並区の自治基本条例をここに持っております。全国で一番真っ先にですね、地方自治をつくったのが、自治基本条例つくったのが杉並だそうです。そこにはですね、定義なんていうのが明確なんです。参画ということはですね、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定にかかわることをいうと明確に書いてあるんですね。

そして協働ということはですね、地域社会の課題の解決を図るためそれぞれの自覚と責任のもとにその立場や特性を協力して取り組むことですよと具体的に書いてあるんですね。こういうふうにはですね、私は具体的に町民に、森田さん、町長になられて2期目だと。10年先のまちづくりの展望を持ってやってもらわなきゃならないと。そのときに自治基本条例こそ大事だと。

そして、町民の権利義務もうたってあるんですよ。ですから、時間がないので省きますけども、政策過程の中で町民とより親しく協議していただけますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。自治基本条例の取り組みのまちの事例もいただきながら、御質問いただいたところでございます。

特にたびたびお話をさせていただいておる、質問もたびたびいただいて、またお答えもたびたびさせていただいておるところでありますけれども、町としても議員おっしゃいますように住民主体のまちづくり、住民の方々に参画をしていただいて、まちづくりをしっかりと進めていこうという捉え方の中で、集落からの取り組みや、あるいは集落で解決できない問題もあります。そうしたことについてはまちづくり地区会議での取り組み、あるいはそうした形ではなく、一定の目的を持って集まって活動しておられます女性団体の関係であったり高齢者の方々の関係であったり、あるいは子育てサークルの関係であったり、農業の関係であったり漁業の関係であったり商工業の関係であったり観光の関係であったり、いろいろな団体の活動が実際に町のまちづくりのかかわりの中でお力をいただいている現状もあります。そうした組織活動、住民の皆さんの活動をしっかりと支えさせていただいたり一緒に汗をかかせていただく、そうした取り組みをここ数年ずっと基本に置きながら取り組んできた経過があります。

この自治基本条例の制定ということにつきましては、各論的な部分についてはいろいろな場面でまだまだ検討したり課題、賛否両論あるテーマもございます。そうしたことを踏まえて、この制定をどうするかということだろうと思っておりますけれども、やはり住民の方々がそうした取り組みを今進めていただいております。特にこれから次の10年のまちづくりのプラン、たくさんの住民の皆さんに参画をしていただいて取り組んでいく、つくっていく。と同時に、実践へつなげていくということをこのたびのテーマとしております。そうした取り組みをしていく中で、住民の皆さんがまちづくりに対して意識をもっともっと高めていただく、あるいはレベルを上げていただく。そういう状況を



踏まえながら条例制定ということについては判断をしていく、あるいは考えていくことが私は大切ではないのかなと思っているところであります。

よく卵が先か鶏が先かというお話がありますけれども、私の思いとしては、そうした思いの中で状況を踏まえながら判断していくべき案件ではないのかなというぐあいに考えておるところであります。もちろん住民の皆さん方のお話し合いやそうした活動の状況を感じながら、いただきながらということを進めていきたいと思っております。以上です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 地方政府ということですけどもね、法律的には地方公共団体が法律上の名前です、法令上では。ただ、地方自治権を行使する主体だということがですね、行政の責任。それで自治体。地方自治権を行使する。ですから統治団体、いわゆるガバナンスになるわけです。ガバナンスだということになると国と対等に向き合いますから、地方政府という言葉ができたと思うんです。地方政府の代表、大山、名和町の代表者はあなたですから、国と町が統治権を持ちますから、統治権を持つので地方政府という私はそういう認識です。どうですか、わかりますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。勉強させていただきましたありがとうございます。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） さらに、都道府県というのは同じことなんですよ。町村と県と対等。ただ、鳥取県内の中に19の市町村がありますという範囲の問題だと思いますよ。上下関係でも何ともない、対等な関係です。したがって、私が言う地方政府というのは県においてもそういう位置づけを欲しい、してほしいなと思っています。

そして何より言いたいのは、住民は主権者であり、町長や議員は代理人なんです。職員も代理人なんです。この辺が住民主権の基本だと思っております。これが従来、私が叫ぶ住民自治を強くしていくことによってですね、まちが栄えるということの根本なんです。

そこで、地方自治の本旨には団体自治と住民自治ということがあります。町長、団体自治と住民自治、簡単に説明してください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より詳しく述べさせていただきます。

○議員（15番 西山富三郎君） 簡単でいいですよ。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 地方自治の本旨という言葉ですけれども、具体的な定義は憲法にも法律にもどこにも出てきていないということは言われているようです。

団体自治につきましても、国から独立した地方自治体を認め、その自治体のみずからの権限と責任において地域の行政を処理するという原則という定義が一つある。

それから、住民自治につきましても、地方における行政を行う場合に、その自治体の住民の意思と責任において行政を行うという原則ということで、この2つが地方自治の本旨というふうに一般的に言われております。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） それじゃね、地方自治は民主主義の学校だという言葉があるですよ。専門家はどう思われますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より述べさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。一般的にそう言われることもありますけれども、その内容につきましてもちょっと具体的によくわかりませんので、ちょっと御答弁がしかねますので申しわけありません。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 答弁する側はみやすいですけど、難しいからということで控えられますけど、私どもはここに立つからにはある程度、3カ月間勉強してここに立っておりますので、やっぱり知っておるんでしょうけれども、もう少し明快な答弁してほしいと思いますよ。時間がありませんので進みますけれどもね。やっぱり分権、自治、自立の社会です。分権、自治、自立の社会です。町長、認識を。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ちょっと声が小さくて聞こえませんでしたので、もう一度よろしくをお願いします。

○議員（15番 西山富三郎君） あのね、それじゃ分権、自治、自立の社会だと言っておるんです。分権、自治、自立の社会。大山町の心構えはどうですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） なかなか趣旨がちょっとわかりません。分権、自治、自立の社

会についてどうかという質問かなと思います。ちょっと難しく、ちょっと答え切れません。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） それでは、次の項の職員の関係がありますので、皆さん全員が職員でございますのでそこで触れたいと思いますが、次に進みたいと思います。

2 問目は職員の行動指針は策定しているかということで、町長と教育委員長にお尋ねをいたします。

超高齢・人口減少社会の到来、社会経済状況が大きく変化する中で、地方自治体は今大きな転換期の中にあります。このような新たな時代において、地方自治体で働く職員にはこれまで以上に高いレベルの知識、能力が必要となります。行革を進める一方で仕事の密度は濃くなるばかりですが、日々の職務は正確かつ迅速に処理しなければなりません。

1 っ、前例にとらわれないアイデアを生み出し、創意工夫を図っているか。

2 っ、日本一親切丁寧で明るい庁舎の実現を目指す職員として自覚と誇りを根づかせるとともに、自発的な行動を促すためにどうしているか。

3 っ、使命感、責任感を持って自己研さん、向上心、自己を高めることを大切に失敗を恐れず、一步前進、改革、チャレンジしていますか。

4 点目、誠心誠意、丁寧をもって公平公正、法令を遵守することが大切に、無駄をなくす、税の重みを理解する、効率・効果的な行政運営を大切にしていますか。

5 っ、向き合うこと、職員は町民、職員、自分、心、苦しさ、仕事、地域などさまざまなもの向き合うことが原点と言えます。町民を大切に、町民から信頼されて、町民とともに歩む行動を支えるスピリットとして備わり、実効性を高めていますか。

以上の視点を包含した行動指針は策定しているのでしょうか、示してください。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。西山議員より、2 点目の質問でございます職員の行動指針は策定をしているかという質問につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど議員が述べられましたように、少子高齢化、地方分権が進む中、これからの自治体職員は高いモラルを持ち、また高いレベルの知識や能力を持つことが必要とされるところと考えております。

御質問で5 点の事項を含んだ行動指針を策定しているかということでございますが、本町では職員の行動の指針となる「私たちの行動基準」、これを策定いたしております。お手元にあるかと思いますが、行動指針というものをつくらせていただいております。

そしてまた、大きく変わる社会情勢に対応していくため必要とされる職員を育成するために、大山町人材育成基本方針を策定いたしております。多分これもお手元にあると思いますけれども、つくっているところでもあります。御質問いただきました5点の事項は、これらの指針、方針の中に記載されているものと考えておりまして、その取り組みを現在進めているところでもあります。

以上で私のほうからのお答えにかえさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） おはようございます。よろしく願いいたします。

職員の行動指針は策定しているかという西山議員さんの2点目の御質問につきまして、教育委員会よりお答えをいたします。

先ほど町長が答弁されたとおりで、教育委員会の部局につきましても「私たちの行動基準」、それから大山町の人材育成基本方針に基づきまして、町民の信頼に応えられるよう職員の資質向上に日々努めているところでございます。以上でございます。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 議会事務局、議長を通じて資料の提供をいただきました。立派なものが出ております。これ策定するに当たってですよ、教育委員会の職員も参加し、町長側の職員も参加して、どのようなメンバーでつくられましたか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。策定の過程でございます。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 職員参加ではつくっておりません。まず総務課のほうで原案をつくりまして、策定をしたという経過です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 私、よく言われるんです。西山さん、あんた長らく議員しとるけれども、税金をいただいておるんですけえなと言われます。そのとおりです。したがって、議員の諸君や役場の職員にあんた年寄りだから言ってくれと。どんなことを言うんだといったら、ちょっと賢い人でね、こういうことを教えてくれました。民膏民脂、教育長御承知でしょうけど「汝の俸 汝の禄は民の膏 民の脂なり 民は虐げやすく天は欺き難し」。今風に直しますとね、政治家や公務員の方々よ、あなたの俸給は

国民が汗水垂らして働いた稼ぎの中からやっそこさのことで納めた税金なんですよ。いかげんなことをやって、国民を苦しめるのは簡単かもしれませんが、有権者をだますことは絶対にできませんと、こういう意味のことをいうんですね。民膏民脂、この言葉を町長初め職員の皆さんは心していますか。この中にあらわれていますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど、内容についてわかりやすく説明をしていただきました。私たちの職は、議員おっしゃるとおりだと思っております。そうした立場にある者として、この策定をしたものの中に反映をさせていただけるというぐあいに思っております。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 大山町でね、車椅子に乗っておられる方々が何人ぐらいいるか御承知ですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。通告のない質問でございますので答えられるかどうかわかりませんが、担当より答えさせていただきます。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） ただいまの御質問にお答えします。

正確な数字はこちらでは把握しておりません。申しわけありません。

ただ、特別障害の方で歩行が困難な方はあろうかと思えますけれども、どういう方がどういう条件で車椅子を把握しておられるかは把握していないところが現状です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 予算を皆さん方は執行しておられるわけです。予算の一生は約3年と言われます。概算要求から予算編成、予算査定、当初予算、補正予算、出納整理期間、決算、決算の認定、これで終わりです。約3年かかります。この予算の一生の中に、職員は創造的にどのようにかかわっているんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。西山議員より創造的という表現でございますけれども、それぞれ職員は予算を議会より認めていただいて、議決をいただいて執行できるということになります。それぞれ持ち分があって、本当に行政の仕事はよく表現をされますけれども、揺りかごから墓場までというさまざまな事業を営む、事業にかかわらせていた

だいております。そうしたさまざまな事業の中で与えられた職務を遂行するということ、そして場合によっては課題解決に向けた取り組みを進めていくということ、あるいは大きな困難な事案に対しても議会の皆さんとも相談をさせていただきながら、いろいろな取り組みを提案をさせていただき、とり進めていくということで、日々与えられた業務を懸命に取り組んでいるという状況であります。よろしくお願い申し上げます。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 町長、揺りかごから墓場まで、そう言われてましたけど、もうちょっと言っておなかから墓場までというふうに言われています。

そこでですね、私は役場の職員がしっかりしてくればまちがよくなると思って一生懸命で質問してるんですよ。役場の職員がしっかりしたりすりゃ、いい村になると思いますよ。

そこで、人間が生きていくためには市場部門があるというんですよ。これはお金もうけするところです。これは役場であったり、皆さんの職場だと思うんですね。それから、2番目が共同体部門と言われているんですよ。これは人間として生きていくための連帯感、支え合い、思いやりがここに入るようです。それから公共部門。公共部門がやっぱり今言われましたおなかから墓場まで、やっぱり道路をつくったりですね、消防の問題、保健の問題あると思うんです。このような市場部門、共同体部門、公共部門なんていうのは総合的に職員の皆さんは勉強しておられるんですか。職員の研修の内容。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。研修ということでございます。担当より述べさせていただきたいと思いますが、それぞれ、それぞれの部門で適宜研修をしているという現状でございます。担当のほうから述べさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。ただいま研修の内容ということでお聞きいただきましたが、役場の職員は採用の時点から階層研修といまして新任研修、主任研修、係長研修、相当級ですけれども、研修を逐次行っております。

それから、県のほうで共同でやっておりますけれども、専門分野の研修をやっております。

それから、市町村アカデミー等の全国的な組織の中で適宜、言われてる、先ほど言われたような研修をやっておりまして、各人それぞれの能力を高めるというふうな対応をしております。

それから、先ほど最初の質問でちょっと簡単に総務課のほうでと言いましたけれども、人材育成基本方針のほうにつきましては求める人材とか内容につきまして職員にアンケ

ート等をとって、全体での会議ということはしておりませんが、そういう意見の中で内容に盛り込んだという経過がございます。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） この間、総務委員会で総務課長に聞きましたが、正職員が214人、非常勤が12人、嘱託が74人、臨時が68人、368人いるそうです。皆さんにこの行動指針、徹底しておりますか。どのように徹底させていますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 職員に徹底しているかという御質問ですけれども、正職員のほうにはこの、古くからおります者につきましては「私たちの行動基準」の研修等もしております。臨時の方につきまし、臨時、嘱託の方につきましては、最近の方にこれをお渡しして研修ということはしておりませんが、毎朝朝礼のときに「私たちの行動姿勢」というものの中から2つ3つ読み上げるということで、内容を確認するというようなことはしております。以上です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） そのようなことでね、人間が形成できたら大したもんですよ。苦労する人はいませんわ。

私、先日、人権交流センターに行きまして課長と相談員に、うちの村の人がこういうことを言ってるよと。試験を受けなくて役場にたくさん入っている人がいる。私なんかは、うちの村の人ですよ、試験を受けて役場に入った。嘱託や臨時の人が偉そうな顔して、あれで職員かという声がうちの村で言います。相当な実績のある方です。大山町、名和町に功績のある人です。そう言っています。

そこでね、人権交流センターで、あなた方は人権交流センターに座っておりますが、一步出て現場基点で現場でお話ししてありますか。人の心にともしびをつけるようなことを行うために、人権交流センターができてるんでしょう。嘱託であれ臨時であれ、行動指針、人間の指針を持ってそのように努めていますか。現場視点の基点が大事ですよと言っています。現場基点の行いを、町長、どのように職員に指示していますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。まず、西山議員のほうから、事例の中で試験を受けなくて云々というお話がございましたが、公務員、正職員は全て試験を受けて、一定の手順

を踏んで採用ということであります。

それから、そうでない場合の採用あるいは職員募集も近年もずっといたしておりますけれども、それにつきましても公募をかけながら、面接もしっかりと多数のメンバーで公平性を持って、その中から適材の方に職についていただいているという状況があると思っておりますし、私が着任をさせていただいてからそのようにさせていただいておりますので、過去のことについてあったのかどうかわかりませんが、そのことにつきましては私のほうから一言ちょっと触れさせて述べさせていただきたいと思い、発言をさせていただきました。

それから、現場ということについてであります。これにつきましても、議員おっしゃるとおりであります。私も現場の視点で、住民の視点でこのまちづくりを進めていかなければならないという基本的な姿勢のもとで取り組みを進めております。

先ほど、行動指針、人材育成の冊子、そうしたもので十分できるわけがないというような御発言をいただきましたけども、まずすることはしていく。そのことをもって、職員が一つ一つの策定した方針を目を通すということでもあります。一人一人の心がけ、私は資質が重要であると思っております。と同時に、就任をさせて以来よくこの議場でもお話しさせていただきましますけれども、まずは基本である明るい挨拶をすること、そして懇切丁寧な対応をすること、これがまず現場、住民の方々への目線のあらわれであり基本であると思っております。

そしてこの4月、2期目の就任をさせていただきました。議員からもよく御指摘をいただいておりますハウレンソウというお話をたびたびいただきました。この4年間、これまでの明るい挨拶、懇切丁寧な対応、それに加えて報告をすること、連絡をすること、相談をすること、これを各課課長、管理職に徹底をし、日ごろからのコミュニケーション、職員との連携、つながり、自分でミスがあってもトラブルがあっても抱え込まない、そういうことにしっかりと努めていくということをたびたびつなぎ、それぞれが自覚をしている今現状であると思っております。そういったことを通じて、一人一人の職員に行動規範の問題であったりいろいろなことがしっかりと伝わっていくものと信じております。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 教育委員長さん、せっかく、御苦労さんです。開かれた学校、開放保育とかやっていますが、町民とはどのように教育委員会が、教育委員会の部局もたくさん職員がおるわけですから、どのように開かれた学校づくり、開かれた保育園づくりに取り組んでおられますか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの御質問につきましては、教育長よりお



答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。学校あるいは保育園あるいは公民館というのは、もともと住民に開かれてなければならぬ施設でございます。特に学校、御存じのように、議員御存じのように地域の皆さんにたくさん学校に来ていただくことによって、いろんな面で御指導いただいておりますというのが現状でございますし、保育園においても特に野菜づくりやら芝の管理だったり、保護者の皆さんと協働してやっていただいております。そのことが、地域との連携あるいは大山町のよさってというものをさらに子供たちにわかってもらえる一番大きな力になってくるんじゃないかなというふうに思っております。これからも進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 公益通報者保護法、公益通報者保護法というのが平成18年の4月1日に法律ができておるようです。例えば、役場の職員が非違行為をしている。そうすれば、役場の職員が町長こうですよ、議会さんこうですよとって通報しても、それが守られる法律です。このような公益通報者保護法に該当するような事例はありますか。

また、非違行為の禁止というのがありますが、非違行為の禁止に当たるようなことは職員間にはないんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず、公益通報保護法の関係ですけれども、公益通報保護法は言われましたとおり平成18年にできておまして、これにつきましては外部の通報窓口、それから内部の通報窓口を設けるようにということがあります。外部の通報窓口につきましては所管の各課、それから町だけでなく県、国もありますので、そういう窓口が外部の通報を受けるというような形になっておまして、内部の通報につきましては教育委員会と町長部局、教育委員会部局と町長部局でそれぞれ分けておまして、教育委員会部局での通報につきましては学校教育課、それ以外の部局につきましては総務課が受けるというような形で要綱をつくって対応しております。

それから、非違行為につきましては、地方公務員法第29条第1項に違反する行為、これを全体を非違行為といいますので、あったかどうかといいますと、今まで懲戒処分等があった、ありましたので、ありましたというお答えになると思います。以上です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（15番 西山富三郎君） 監査委員としても代表監査と相談をして、法を守るという皆さんで法を守らなかったようなことがありましたので、指摘をしておきました。法を守り、町民のほうを向いて、自分の心と闘い合いながら公務員に選ばれたという誇りを持って、大山町のためにせっかく公務員となって、選ばれて公務員ですから、町民を向き、法を守り、自分とも向き合って、苦しきとも向き合って、汗を流す、足を運ぶ、現場を知る。町長、時間がありませんので、このようなことを考えながら住民に信頼されるまちをつくってほしいです。住民に信頼される職員になってほしいわけです。最後に一言。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。ありがとうございます。そのように努めてまいります。よろしく申し上げます。

○議員（15番 西山富三郎君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（野口 俊明君） これで西山富三郎君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は10時40分といたします。休憩します。

午前10時30分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

再開いたしますが、議員の質問者の皆さんにお願いいたします。先ほどの西山議員の質問におきまして、後ろのほうがすごく聞こえなかったということでもありますので、もう少し、器械の音量はもう最大限にしておりますが、もうこれ以上こちらで操作ができません。テレビのほうに入っておるようではありますが、この議場内の答弁者のほうに聞こえにくいということでもありますので、ひとつマイクの角度を少し、もう少し上に上げていただいて、大きな声で質問をお願いしたいと思います。

それでは再開いたします。

次、8番、杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） よろしいですか。今回も通告1番でということ張り切ってやっちゃったんですけど、どうも1番でなく2番ということで、2番が定席になっておるようでございますので、ひとつよろしく申し上げます。

声が小さいということでありましたので、大きな声でやりたいと思いますので、町長あるいは教育委員長、しっかり、声は小さくていいですから、内容をしっかり御答弁の

ほうをよろしくお願いします。

じゃあきょうは私、2問を質問させていただきます。2問目は、町長あるいは教育委員長に質問させていただきます。

まず最初に、水害や土砂災害などの防災対策についてということで、町長にお伺いいたします。

あらゆる自然現象は我々の生活と密接に関係し、日々の生活に彩りや恵みを与えてくれています。時には、自然は時には牙をむくことがあります。

最近、地球温暖化に伴い、異常な自然現象として台風などにより集中豪雨や全国各地で局地的に1時間に100ミリを超えるという、本当に昔ではなかったようなゲリラ的な豪雨も発生しております。気象庁も、豪雨などにより重大な災害が起こるおそれが高まった場合には、今までよりランクの高い特別警戒注意の運用を始めました。

皆さんの記憶にも新しいところでは、この前、大山町では被害はありませんでしたけど、大型の18号台風で京都、滋賀、福井に特別警戒が運用後初めて発せられました。少し前、7月には県内各地や島根県において短時間で猛烈な記録的な雨量が観測され、大きな被害をもたらしています。

本町にも多くの河川があります。氾濫による浸水や山崩れなどの土砂災害が予想されます。地域を脅かす水害や土砂災害から町民の生命と暮らしを守り、大規模な災害が発生しても被害が最小限に食いとめるための総合的な取り組みが必要であります。住民が安心安全で暮らせるまちとして、地域防災の充実や非常用資材及び食糧の適正な備蓄、管理や安全な場所への避難誘導をするためのハザードマップを整備し、あわせて被害に遭いにくい地域づくりのソフト面などの対策をさらに強化してはどうか、町長の御所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。杉谷議員の1点目の質問でございます。水害や土砂災害などの防災対策についてということにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、議員が述べられましたように近年異常気象が続いておりまして、本町におきましても平成22年度の正月の大雪、23年度の台風災害など大きな被害を受けているところでもあります。昨年も春の低気圧により農作物に大きな被害を受け、ことしになりまして7月そして8月と雨により道路や農作物に大きな被害を受けたということは、議員も御周知のとおりでございます。最近の傾向といたしまして、大雪、大雨、雷、竜巻といった異常気象が局地的に発生をするため、事前に予測することが非常に困難な傾向となってきております。ことしも7月から8月にかけて局地的な集中豪雨が全国各地で頻発しておりますが、7月15日の豪雨は大山で最大1時間降水量が68.5ミリと、これまでの記録の中で2番目の数値となっております。米子でも66.5ミリと観測

史上最大の記録となっております。このような豪雨が長時間続きますと、土砂災害や河川の増水が予想されますので、早目な対応が必要とされると考えております。

本町では平成20年に大山町防災マップを作成をし、風水害、土砂災害や地震に対する対応するための情報、また自主防災組織の必要性、災害要援護者への対応などについてお知らせをいたしております。

また、この防災マップには、本町の避難所や官公庁、各地区の土砂災害警戒区域の情報も記載しているところであります。昨年度は東日本での地震、それに伴う津波被害を教訓に、鳥取県の津波対策検討委員会で作成をされました津波被害の想定をもとに大山町の津波ハザードマップを作成し、配布いたしたところであります。また、町内の沿岸部の防災無線が聞き取りにくい区域に屋外スピーカーを増設をして、津波などの発生に迅速かつ確実に防災情報を伝達できるようにいたしたところであります。

土砂災害につきましてのハザードマップもあわせて作成をする予定でございましたけれども、現在、鳥取県において土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の見直しが進められており、本町におきましてもその見直しにあわせて土砂災害のハザードマップと平成20年に作成をいたしました防災マップの見直しをしたものを作成をし、今後、全戸に配布する予定といたしているところであります。

地域防災を充実していくための地域防災計画に基づき、食糧の備蓄など進めているところではございますが、町で備蓄できるものにも限りがございます。県内、県外の自治体との協定や民間事業者との協力協定などにより、災害時への対応に努めているところであります。

また、総合防災訓練の実施や消防団の充実などにも努めてまいりたいと思っておりますが、非常時には地域での協力が必要となります。また、家庭などにおいてもふだんから防災に関して話し合いを行うなど、関心を高めていくということが重要であると考えております。今後ともこの自主防災組織の育成を図るとともに、広報により防災に関する情報を提供してまいりたいと考えております。

以上で質問にかえさせていただきます。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 町長、いろいろる御説明いただきました。そこで、いろいろお尋ねしたいと思います。

まず、集落の自主防災組織は約60%ぐらいということ聞いておりますけど、それは先ほど町長からの話もありましたように、地域住民との協力のもとに防災というのはやっていくんだというお話もありました。ということになれば、これをぜひ60と言わず100%を達成するような、そういうような対策は今どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。杉谷議員より、自主防災組織の今後の取り組みということ、各集落のほうでの取り組みの拡充ということについての御質問であります。

以前から自主防災組織の立ち上げ、取り組みということについては、行政として推進をしてきた経過があります。数年前に80ぐらいだったと思いますけれども、その辺からなかなか数がふえていかないという現状がございました。そういった現状を踏まえて推進を図っていくということの中で、特に自主防災組織を立ち上げていただいた集落、それにつまましての消防活動、備品であったり消火栓であったりホースであったり、いろいろな購入が村のほうでもあるわけがございますけれども、その補助率を上げていくという手だてをさせていただいた経過があります。そういったことも踏まえて、現在108に至ってきたのかなと思っているところであります。そうした状況もさらに区長会等々を通じて広報させていただきながら、全ての集落でそうした消火栓からの対応しますホースであったりとかいろいろな備品の購入等も随時されていく経過もありますので、この自主防災組織の立ち上げと絡めながら有効な補助事業、助成制度を活用していただくということでさらに推進を図っていきたいというぐあいに思っております。

特に自分たちの住んでいる村をどうするかということでもありますので、広報活動を通じて集落のほうでお互いに助け合いということの自覚をさらに啓発活動を進めていく中で、取り組みをふやしていただきたいなと思っているところであります。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 区長会等でやって、なかなか部落の皆さんの同意は得ないというようなことがありましたけど、このごろの災害を見ておると本当にすごいなというふうに思うわけですし、火災だけではなくしてやっぱり水害等含めて地域で地域防災というのを、もういろんなことで啓発を図りながらしっかり町のほうからも集落のほうに話をさせていただきたいなというふうに思います。

そこで、次に移ります。非常用資材や非常食がどのようなものが、さっき町長はそうたくさんはありませんよとおっしゃったんですけど、どのようなものがあるでしょうか、大山町では。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 非常食として用意しておりますのは乾パン等保存食ということで、それから災害時要援護者の保存食ということでアルファ米の米がゆ、粉ミルク、それから保存水ペットボトル、このようなものを用意しております。

それから、民間の団体と、町がなかなか全部用意するというわけにはいきませんので、民間の団体5団体と協定を結んでおりまして、災害時にはそこから必要な物資を供給していただくというような協定を結んでおります。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） その非常食というのはよく理解しました。

例えば、その毛布とかあるいは乾電池とか、そういうのはこの災害ということでは備蓄ということはないでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 保存食以外にも備品を用意して、備品じゃなくていろいろな用品は用意しておりまして、哺乳瓶、トイレトペーパー、生理用品、簡易トイレ、毛布、紙おむつですね、それから救急医療セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防水シート、ロープ等々、一応救急で使うようなものにつきましては備蓄をしておるという状況です。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 聞くところによると、その備蓄が大山町では3カ所、本庁、各支所、大山、中山ということであるように聞いております。災害はどこで起こるかわかりません。この間、テレビなんかを見ておると、どこまでが道でどこまでが川だかという境目もわかりません。災害はこの場所しか起こらんとというようなことがあったならそれは3カ所でいいんですけど、もっと細かく、あるいは公民館やらそれからこのごろのまちづくり拠点の施設の分散化ということは考えはありませんでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。質問の内容ですけれども、備蓄の場所としての位置づけということでございますね。はい。

今の現状は担当のほうから述べたところでありますけれども、今現在、まちづくり地区会議のほうでいろいろ協議検討していただく中で、そういったことについても話を出していただいたり検討したりというような話題が出ている場面もございます。そうした状況も踏まえながら、今後検討していく必要があるのかなと思っているところでございます。

ただ、やはりそれにしても限り、限度はあるわけでございますので、やはりみずから

の命、家庭はみずからが守っていくという基本的な考え方のもとの中で、まずは家庭でそれぞれ必要なものについては確保していただく、準備していただくということが基本であるというぐあいに考えております。

○議員（８番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（８番 杉谷 洋一君） 確かにですね、災害ちゅうのはですね、本当にみずからが考え、家庭でも考えていかにゃいけん。これは大きな問題。何にもかんにも町のほうに頼るではなくして、それはもう基本だということはもうよく私も理解しております。

ただ、せっかくあるもんをただ１カ所や２カ所に置くんじゃなくして、そういう方向にですね、細かく分散していくということも大事ではないかなというふうに思います。

今、町長もまちづくり、そういうことのところでも今後、数には限りあるんだけど、そういうところにも分散化していきたいというやなお話を聞きましたので、次に移ります。

それで非常食の乾パンとか水とか、こういうのには普通賞味期限ちゅうか期限が切れたというような、そういうのは半永久的にもつものか、それとも何年かにそれを更新ちゅうか、していかならんという、そのあたりはどうなんでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 保存食といいましても、通常の食糧よりはかなり保存がききますが、永久にもつものではございませんので、それにつきましては毎年の総合防災訓練等で使用したりしますので、適宜古いものを使ったりしながら更新しているということがあります。

それから、最近は大震災等もありましたので、そういうときにこちらのほうから送ったりしておりますので、そういうところで入れかわっているところもございません。ですので保存年限、ほかの物品にしてもいつまでもつものではございませんので、更新が必要になるということになると思います。

そのために、なかなか町としても全ての住民の方に対応できるほどのものというのはいまありませんので、初動の二、三日をある程度もたすということと、それ以上につきましては、日本全体が一気に災害になれば別ですけども、ほかの地区からの援助というのもございますので、先ほど言いましたような他の自治体や民間との協定で必要な物資をいただくというような形で対応するということになると思います。

○議員（８番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（８番 杉谷 洋一君） そういう訓練等でしっかり使っていただいたり、またよ  
その他府県で何かそういう災害があったときには、ぜひそういうもんも利用していただ  
きたいなというふうに思いますし、また小学校なんかでも防災訓練なんかやっております  
けども、そういう中でもそういうのを使って、子供たちに防災の意識というものを持  
つということは、子供がしっかり持つということは親もしっかりせないけんちゅうことにな  
るわけですので、しっかりその辺は今後いい対応をしていただきたいというふうに思い  
ます。

そこで、例えばその大雨特別警戒が気象庁から発せられたときは、本町の伝達システ  
ムはどのようなことが今考えておられるかお聞きいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。まず、警戒対策の本部の立ち上げということがあります  
けれども、手順等について詳しく担当のほうよりお答えをさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 災害時の対応ですけれども、防災計画によりまして警報、  
済みません、注意報の段階から段階を追って体制を整えていくということになると思  
います。

特別警報が出たときの対応ですけれども、これにつきましては通常の災害時も防災無  
線で注意を促しておりますけれども、防災無線で呼びかけをする、それからテレビ等の  
テロップを流すとか、そういうような町のほうで通常行っておりますような形で町民の  
方にお知らせするという形になると思います。

○議員（８番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（８番 杉谷 洋一君） テレビ等というお話もありました。災害ちゅうのは停  
電になったりということで、防災無線の場合は乾電池がきちっとなっておれば聞こえる  
わけですし、恥ずかしながら私もこの質問をするに当たってうちの防災無線の電池はど  
うなのかなということでこの間点検したばかりですので、そういう方もおられるかと思  
いますので、その点検についてはまたいろんなところで広報していただければなという  
ふうに思うところであります。

それから、水害などが発生したとき、各集落では集落の経路、避難場所というのはあ  
るわけですけど、地域として大山だあるいは所子だといった場合、一つの例としてどう  
いうところに避難というのはそのマップでは示されておるんでしょうか。お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。災害時の避難場所ということについての御質問かと存じ



ます。担当のほうから述べさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 避難場所という御質問ですけれども、先ほど町長が答弁した中にも防災マップをお配りしているということを述べましたけれども、こういう防災ガイドマップというものをつくってありまして、この中に各地区の避難所が載っておりますので、こういうもので見ていただければ、確認していただければと思います。

通常の場合ですね、台風等で避難所をあける場合がございますが、全部一斉にあけるわけではございませんので、大きいところを何カ所かあけるとか、適宜対応していくという形になります。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 次の質問です。水防訓練とありますよね。火災訓練ちゅうのはよくサイレンが鳴ってちょこちょこあるわけですけど、この水防訓練については本町ではどのような訓練をされているのか、お願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。水防ということで限ってはやっておりませんが、今年度も行いますが、大雨に伴う土砂災害という対応ということで、今回2回目になります。以前も中山地区でやっております。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） たしか坊領地区でも何年か前に行われました。最近は火事もそうなんですけど、この水防訓練というのがですね、本当に大事ではないかなというふうに思いますので、もっともっときめ細かくその訓練をやっていただければなというふうに思います。

そこで、次にですね、豪雨のときですね、各河川の水量の把握はできているのか。どれだけになったらこの水位は危ないぞとかいうことはどうなんでしょうか。本町の場合、二級河川で阿弥陀川あるいは甲川あるわけですし、準用河川においても江東川、坊領川、名和川とか宮川とか、あるいは下市川、たくさんあります。川の雑草や雑木も相当生えております。このこれで集中豪雨によって橋桁にこれがひっかかって、せきとめて氾濫で被害が大きくなることも予想されます。

この間、皆さんも御承知の風光明媚な京都嵐山の桂川の渡月橋、私、見ているだけで

も寒けがしましたし、当然旅館の中からボートで脱出するという人もおられました。当然、すごいなと思ってびっくりされたと思うんですけど、そこにその水が引いた後にも小さな草とか流木の小さいのがひっかかっておりました。そういう大きな流木がひっかかったときには、あるいは橋が流れてしまえばそれでいいですけど、またそこがせきとまってダム化して、さらにそれが下流域のところに広がっていくというのを心配するわけなんですけど、その本町での川の雑木の除伐作業対策というのは本町はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。川の警戒水位ということも含める中で、中に生えております木の除伐ということがどうかということであります。

それぞれの管理する川、関係もあります。担当課のほうからも述べさせていただきたいと思っておりますけれども、特にことしもありました豪雨の中で、特に一の谷のほうでもそういうところがありまして、担当課のほうで対応したということもあっております。詳しいところを担当のほうから述べさせていただきます。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど町長が申しましたが、川につきましてはそれぞれ管理者がございます。この豪雨に限らず、議員も感じておられるとおり河川内には通常から草ならずも木まで生えている状況でございます。これにつきましては、町内の二級河川につきましては鳥取県に対して毎年除去につきましてお願いしているところであり、また先ほどの話にございました流木がひっかかったりという場合には、その都度対応していただくというぐあいに考えておるところでございます。以上です。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 前にもこの質問はしたわけですけど、確かに川の中に雑木が、だんだんだんだん木も大きくなってきます。ぜひ早急に県などに強くお願いして、除伐なりをひとつ対策を講じていただきたいなというふうに思います。

そこで、次に2問目の質問に移らせていただきます。

次の質問は、磯焼け対策についてということでございます。

最近、日本各地でワカメやさまざまな海藻が減少して不毛の状態になっています。海の砂漠化現象である磯焼けが発生して、重大な海の環境問題となっております。海藻は太陽の光と魚介類から排出される二酸化炭素や水を利用して、酸素、でん粉などの炭水化物を光合成を行いエネルギーとして酸素を海中に放出しています。海岸に生息する海藻や植物プランクトンによって、地球酸素の3分の2がつくられております。面積当た

りの光合成産量は熱帯雨林にも匹敵すると言われております。

また、海藻や植物プランクトンは植物連鎖を通して魚介類などの海洋生物の欠かせないエネルギー源となり、磯焼けが発生し、海藻が減少することにより魚介類は寄りつかなくなり、海洋生物の生態系のバランスが崩れ、したがって海藻は海の生態系の中において私は最も重要な位置づけ、存在として位置づけられております。

磯焼けの原因は、河川からの土砂あるいは汚染水の流入や地球温暖化による海水温の上昇や海流、気候の変化などさまざまな説があります。かつて水産大国であった日本の漁場を復活させるためにも、藻場を取り戻そうとする動きが全国各地で見られるようになってきています。

また、海の環境教育の一環として、小学校とPTAあるいは地域が一緒になって藻場の再生、保全活動に取り組んでいるまちもあります。

海の環境汚染や砂漠化現象の問題は軽視されがちではありますが、海藻による海を浄化させる能力は陸上植物と同等、またはそれ以上と言われております。

本町町長は、日ごろから大山の自然の恵みを受けた農林水産物のまちとしてというやな発言をされておりますが、磯焼け対策についての町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。杉谷議員の2点目の質問であります磯焼け対策についてお答えをいたしたいと存じます。

御指摘のとおり、全国的には太平洋沿岸を中心に一部の地域で磯焼けが発生をしており、藻場の衰退が進行している現状でございます。

県内におきましては、磯焼けの報告はまだございませんが、アンケート結果、これは平成24年度県栽培漁業協会、17の漁協の支所が対象になっているようでありましてけれども、これのアンケートによりまして10年前に比べ藻場が減少しているとの回答が85%に上がっているところであります。その要因として考えられますのが、海水温の上昇やアイゴやウニなどの食害、土砂の堆積など複数の要因が考えられています。

本町におきましても、近年、一部の地域でサザエが減ったなどの声が聞かれているところでございまして、サザエやアワビの種苗放流支援と並行して藻場の造成の取り組みが必要と考えているところであります。

また、磯焼けは一旦発生をいたしますと藻場が回復するまでに長い年月を要することから、早い時期からの対策が重要と考えております。

町内の漁協では、県の支援を得て平成20年から海藻、アラメあるいはクロメなどの試験造成の取り組みを始めております。また、今年度から3年間の計画で国の支援を受けて、水産多面的機能発揮対策事業として各漁協とも藻場造成の取り組みを実施いたすところであります。町といたしましても、各漁協のこの取り組みに対して栽培漁業セン

ターなど関係機関と連携をして磯焼け発生の防止に向けた取り組みを強化をし、また藻場の造成、再生など資源豊かな海づくりを推進してまいりたいと存じます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの磯焼け対策につきましての杉谷議員さんの御質問に、教育委員会からも少しお答えをさせていただきます。

環境教育の一環として、藻場の再生保全に取り組んでいる地域もあるということですが、大山町におきましてはとりわけその藻場や海の再生についてというわけではありませんが、各学校でそれぞれの地域にその立地の自然環境や資源を考えながら、発達の段階に応じた環境教育というものに取り組んでおります。

その中で、海岸の清掃活動に取り組んでいる学校もございますが、具体的に藻場の再生保全活動といった取り組みにつきましては現在行っておりませんし、また今のところ特段に考えてはおりません。以上でございます。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 町長は選挙公約の中でも、このような中でも海、磯焼け対策モデル事業を実施しますということでおっしゃっておりますし、先ほどもいろんな補助事業等でやるというお話でございました。

海に潜っておられる人から聞くと、本当にさっきありましたように10年前から本当に海が砂漠化、本当に砂漠化になってはないんだけど、大分もう傷んで弱って、今ここで対策を講じなければ本当に砂漠化になってしまってからでは、本当にもう再生不可能というような声を聞きます。そういうことで、ぜひこのいろんな、町長もその事業に対して土をつくって種をまいてと、そういうこともですけど、海の場合も全く一緒なんですので、しっかりこの対策に、事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、次に先ほど教育委員長からお話もお伺いしました。きれいな海を取り戻そうとする運動は、大分県の佐伯市の名護屋小学校で、このところ佐伯市というのは「釣りバカ」でもロケ地になったところです。豊かな海を取り戻そうという幼いころから体験を通して、そういう体験の中で藻場づくりをして、みんなで海を大事に育てていこうという学校であります。今、大山町としてもそういうことはやってないけど、海を大切にしようとかしっかり守っていこうというやな方向は示されたのですが、そういうのを学校の授業ではなくして、一つの課外授業というやな形で取り組んでいただければありがたい。子供たちに海の中へ潜ってまでとは言いませんけども、そういうのを一緒に漁業者の皆さんと藻場をつくったりということはお考えはないでしょうか。さらにその

ことをもう一つお尋ねいたします。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの大分県の佐伯市の名護屋小学校ではないかというふうに思いますが、あそこも本当に海のもうすぐそばということで、現在、海岸の清掃活動をしている学校というのは名和小学校がありまして、やはり光徳小学校からの流れではないかなというふうに、この学校の立地のことでやはり環境教育は随分大きな部分を占めておりますので、大山の場合は豊かな大山、森の恵み、川の恵み、そして海の恵みといったことをそれぞれやっております。

今のところはその清掃活動ということで、それを一步踏み込んで、さらにこの名護屋小学校が取り組んでいるところの積極的に藻を種を植えて、それを海に持って行って放流するというようなところまで大山町の小学校で行えるのかということ、それはちょっと私では答えにくいところがございますので、教育長より補足をいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 今、教育委員長さんが答弁されたとおりでと思いますので、ですけれども、一つ、その海でってというのは環境の最後だろうと思うんですね、はっきり言いまして。今、大山町のどの小学校でも、5年生ですけれどもやっておりますのは、大山小学校のようにゼロメートルから大山のてっぺんまでって言うだったり、中山小学校は歩いて行って大山に登るだとかいろんなこうそれぞれの特徴ある活動をしておりますけれども、そのときに必ず一木一石運動で大山に持って上がってやっぱりやっておることがございます。やっぱりそういうことが一番大事なのかなという気がしますし、それからエコツーリズムで来られます畠山重篤さんなんか「森は海の恋人」という言葉がございますけれども、やっぱりそのきれいな森をつくっていくことって言うのが、昔「プロジェクトX」という番組がありまして、襟裳岬が全く不毛の地だったのが木を植える。何年も努力されて、何十年もして豊かな海になったという例もありますので、やっぱり私たち大山のてっぺんからここまで海を持つ町民としては、やっぱり森をまず大事にしていくということも大事なんではないかなという気がしております。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 確かに今教育長のおっしゃるとおり森があって川があって海があるということは、このごろナラ枯れがどうだこうだかってあるわけなんですけど、やっぱり森というのはしっかり大事にしていけないけんということだと思います。

私も今こういうことを言ったのは、学校で教室の中で数学や算数や国語や習う。もうそれも大事かもわからんけど、やっぱりこういう体験を通して教育というのはもっともっと本当にみんなで考えていく教育だろうというふうに思います。算数の点がよかった

悪かったより、やっぱり将来をしたらかえってこっちを一生懸命とか、まあこればかりをしたらって高校入試がどうだこうだかになるわけですけど、だけどやっぱり人間をつくっていくにはこのあたりの物の考えちゅうのをしっかり教育していきたらいいなと思って思うところですので、ぜひ教育の面でも、これがどうこうではなくして、一生懸命頑張っていたきたいというふうに思います。

そこで、まだちょっと時間がありますのでちょっとお尋ねします。

大山町の海岸ではアワビやサザエの放流事業が実施されております。海藻がなくなってしまうと、アワビやそれからサザエが育たなくなる。例えば、これは私がしたわけじゃないです、アワビ1キロふやそうと思えば海藻が15キロ必要と言われておるわけです。それだけに、えさとなる海藻は豊富でなければなりません。稚苗を放流して、大山町もやっておるわけなんですけど、幾らこれやってもやっぱりそのあたりのことをしっかりやっていかにゃ育ってはいかんではないかなというふうに思います。育っていかんということになると、漁業者の収入減になるというふうに思うわけなんですけど、そういうところで磯焼け対策、町長もいろいろあだこうだか、町の事業とか国や県だとかおっしゃいました。その私は一つの磯焼け対策として、町独自です、例えばアルカリ性の、炭はアルカリ性ですので、そういう鉄くずとかあるいはカキ殻とか、そういうところを一角を利用して藻場を育てて実験的に経過観察をしてやって、やっていけたらいいんじゃないかなというふうに思うわけですけど、これにも大山町もいろんな予算でいろんなところにも予算が要りますので、環境生態保全活動事業費という、そういうのが国もいろんな事業あるようですので、そういうのを利用して、こういうのを漁業者と一緒に大山の藻場が再生ということを取り組んでしたらなというふうに思いますけど、町長、そのあたりはどうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。海の関係の中から森の話をしていただきながら、今度また藻場の造成というお話でございました。

町としても、本当に海は大山町にとっての財産でありますので、その海をしっかりと守っていくという取り組みを進めております。議会のほうでも御承認をいただきました、そして今できております地下水保全条例、これにおいても私は特に大山の豊かな、そして豊富な、そしてすばらしいこの地下水、これが、特に大山町は海岸線まで短いまちでありますので、この日本海にかなりの豊かな水が湧き出ているということであると思っておりますし、漁業者の皆さんもそういった話をよくされております。大切な地下水をしっかりと保全をして、山や大地やそして海、そうした大山の恵みを、水を生かしていくということでのこの意味でも、地下水保全条例、非常に意義のあるものと思っております。

先ほど御質問いただきました藻場づくりの件でありますけれども、20年から取り組

みがなされております。特にテレビでも出ておって御承知かと思えますけども、淀江漁協さんのほうの関係、平田、旧大山町のほうの関係のほうで、境総合の学校の生徒さんのお力をいただきながら取り組んでこられた経過があっているのかなと思っております。そうしたことも含めながら、ことし25年度から3年間の計画で旧中山町、名和町、大山町というそれぞれのエリアの漁協さん、支所のほうで、この藻場の造成の取り組みが国の事業をいただきながら実施をできるということになりました。まだまだこれからの3年間ありますので、内容等についても関係機関あるいは漁協さんといろいろ連携をとりながら、より充実した実りのあるこの事業実施になればなと思っております。

先ほど町独自でというお話もいただいたところでありますけれども、先ほど教育長のほうからもございまして、気仙沼のほうの畠山さん、特にシーツサミットあたりで海から山というそういった視点の講演の中で、鉄のお話をよくされます。この藻場づくりの造成事業の中で、そうしたことも今後検討していく余地があれば、あるいは関係者の皆さんと相談をしながら、そうした取り組みも非常に魅力があるのではないかということがあれば、国の予算で十分できない場面があるとするならば議会の皆さんの御理解をいただいて、町としてのこれと関連をしながらの取り組みもできるものなら検討してみたいなというような思いを持っているところであります。これからそうした関係機関、あるいは漁協の皆さんとの協議、あるいはお話し合いの中でということになりますので、まだはっきりこうだということは言えませんが、そうした思いは持っているところであります。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 最後の質問ですけど、先ほど町長がいろいろ御答弁いただきまして、大体もうよくわかっておるんですけど、最後に、またこの1つだけ質問いたします。

また、磯焼け原因はいろいろな問題があるというのは、特定が非常に困難である。本町だけで原因を究明したり対策を講ずることは非常に私も難しいと思います。恵まれた海の豊かな資源を持っている本町が他町の先頭に立って藻場をふやす対策を、これは他町ちゅうか日本全国ですよ、のこの先頭に立ってですね、県や国、水産庁に対して強く要望してもらいたいと思っておりますけど、最後に町長、その思いちゅうか、決意ちゅうのはありますか。最後の質問にさせていただきます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど申し上げましたように、海は大山町の財産であります。大山の恵みを受けて、今の豊かな海があります。

おとどしの台風12号によって、土砂がかなり日本海に流れ出ました。名和川であったり阿弥陀川であったり甲川であったり、それぞれのところから土砂がたくさん出てで

すね、非常にその土砂が今の藻場の状況に余りいい影響を与えてないのかなと思ったりもしているところでもあります。そうした経過もあります。議員おっしゃいますように、町としてもこうした国の事業を絡めながら藻場の造成、磯焼けということについては県のレベルでは磯焼けが県内にどんどん発生しているという認識は余りないようでありませうけども、ただ藻場の造成、藻場が非常に傷んでいるという意味合いからすると、そこはそれぞれが認識をしているところでもありますので、藻場造成と再生という視点の中で取り組みを進めていけたらというぐあいに思います。今後、漁協さんとの話し合いの中で、そうした予算的なものがもし講じてくるということになれば、また議会のほうにも御相談させていただくということになろうかと思えます。取り組みをしっかりと進めてまいりたいと思えます。以上です。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（野口 俊明君） これで杉谷洋一君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 次、7番、大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい。日本共産党の大森正治です。

きょうは2問通告しております。それに従って質問をいたしたいと思えます。

まず、1問目ですけれども、1問目のテーマは高校生家庭への子育て支援をとということであります。

子育てしやすい環境をつくるということは、自治体の目的であります住民福祉の増進、そういう点からも自治体の重要な責務であると考えます。ひいてはこれが子育て支援の施策が町内の定住あるいは移住にもつながっていくのではないかと考えられます。

現在、大山町の子育て支援事業にはいろいろありますけれども、その多くは中学生までのものが多くて、高校生家庭に対する支援事業はほとんど見られないようであります。子供時代の最終段階であります社会人を目前にしての高校生に対しまして、町行政として経済的支援を含む何らかの支援事業を行うことは意義深いことと考えております。支出の、何かと支出が多くなります高校生を持つ親の立場からすれば、家計の負担軽減になります。また、高校生本人には町行政に関心を持ってもらうよい機会にもなるからであります。ゼロ歳児から小・中学生までの子育て支援事業に加えて、高校生への子育て支援を充実させることによって、ゼロ歳から18歳までの子育て支援が完結することになります。長期展望に立てば、それは大山町への定住者の増加という効果も期待できます。そこで、以下の点について伺います。

一つは、高校生に対する子育て支援について、具体的な施策を何か考えていらっしゃるでしょうか。

2点目は、それと関連しての例えば具体的に言いますが、1点目、高校通学費の補助、2点目として高校生への医療費助成、これは現在中学校まで行われているわけですが、これを高校生まで広げたらどうかということですね。町単独でどうかということですね。



それから3点目、現在同和地区の高校生などに限られている進学奨励金がありますが、これにかえて町内高校生全体を対象とする給付制の奨学金にすること、これらについて実施する考えはないでしょうか。以上、お伺いします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。大森議員より、1点目の高校生家庭への子育て支援という御質問をいただきました。その中で、高校生に対する子育て支援について具体的な施策を考えているか。例えば高校通学費の補助、あるいは医療費助成、また現在同和地区の、旧同和地区の高校生などに限られている進学奨励金にかえて、町内高校生全体を対象とする給付制奨学金にすることについての実施についての考えというような御質問をいただきました。

町内の定住増加につながる子育て支援事業につきましては、これまでさまざまな施策を行ってきているところでありますが、高校生、また高校生家庭に対する施策は現在行っていないというのが町としての、単独としての施策を行っていないというのが現状であります。

高校生そして高校生家庭に対する支援の制度ということにつきましては、所得制限が導入されようとしている現状ではありますが、国レベルでの高校授業料の無償化、就学支援金支給が3年前に開始をされたところであります。町としてのさらなる上乗せの支援につきましては、子育て対策という観点からもあわせて現時点では考えていないというところであります。

また、3点にわたる具体的な提案もいただいたわけですが、同様にその考えを持っていないところであります。

以上でお答えにかえさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの大森議員さんからの高校生に対する子育て支援について、具体的な施策を考えているか。例えば高校通学費の補助、高校生への医療費助成、現在旧同和地区の高校生などに限られている進学奨励金にかえて、町内高校生全体を対象とする給付制の奨学金にすることについて実施する考えはないかの御質問につきまして、教育委員会としてお答えをいたします。

高校生あるいは高校生家庭に対する支援施策の考えにつきましては、先ほどの町長答弁と同様でございます。

ただ、御提案3番目の同和地区の高校生などに限られている進学奨励金にかえて、町内高校生全体を対象とする給付制の奨学金にすることについての御提案についてですが、

高校生につきましては所得制限はあるものの町の進学奨励交付金の支給要件にもなっております県レベルの鳥取県育英奨学資金、そういう制度が設けられておまして、その活用が図られております。現在、町内でも利用されている御家庭がたくさんあると思いますが、教育委員会といたしましては今のところこの奨学資金制度を広く知っていただく周知徹底に努めているというところでございます。以上でございます。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい。つれない答弁であったなど。至って簡潔明瞭に考えていない、高校生への支援はしないということですが、そう断言されてしまっては困るんですけども、そこで私がこういうふうに提言をするわけですけども、今の答弁を聞いていて、なぜ支援できないのか。子育て支援という観点から、高校生もあっていいじゃないかというふうに思う方は結構いるんじゃないかなと思うんですけども、何で中学生まではあるけども高校生にはないのか。あっていいじゃないか。そういうふうな家庭、親の、親御さんの声も聞いておるわけです。その理由が何なのか、できない理由が何なのか。財政的な問題があるからなのか、あるいは何でしょうか。ちょっとようわからないんですけども、その辺を明らかにしてもらいながら、ちょっと具体的な点を話しながらまたお聞きしたいと思いますけども、具体的に私がこれはどうだということ提言しておりますまず1点目の通学費の補助ということですけどもね、これにつきまして高校生を持つ家庭にとっては非常に助かるんじゃないかなというふうに思うんですけども、高校生が現在435人、大山町内で本年度はいるということを知りました。

そこで、ほとんどの高校生が米子、境港あるいは根雨でしょうか、あるいは中部の高校のほうにも大山町から通っていると思うんですけども、ちょっとこの辺がつぶさにわかりませんが、大体米子が多いかなということでちょっと私も調べてみたんですけども、全ての高校生が、ほとんどですね、ほとんどの高校生がJRを利用していると思います。そこで、定期代について調べてみたんですけども、6カ月定期で中山口駅を利用するとしまして、中山中の卒業生は中山口駅を利用しようということでちょっと試算してみましたら、約6カ月の定期代が4万円になりますね。それから、名和中の卒業生が御来屋駅から利用したとしましたら約3万7,000円かかります。それから大山口駅、大山中の卒業生が大山口駅を利用するとして、これ全て米子駅までですけども、約3万円かかるようですね。

それぞれの人数をちょっと出してみましたけども、そうしましたらこの家計への負担ですね、年間の所得に占める通学費というのはどれぐらいあるのか。中山の生徒の家庭の例をちょっと計算してみましたら、例えば200万円の所得の家庭では4%の負担になるようですね。額にすれば大体今言ったとおりで、年間ですから8万円かかります。それが200万円の所得の家庭だと4%。それから、150万円の所得があるとする家庭だと5.3%。大体消費税分ぐらいかかるわけですね、負担がかかります。それから

米子に近い大山の例の場合ですけれども、これが約1年間で5万6,000円年間に定期代がかかります。これを年間の所得の割合で計算してみますと、200万円の所得の家庭で大体2.8%、150万円の家庭で3.8%、この通学費だけで負担がかかるというようにちょっと計算してみたんですけれども、これは決して小さくないと思うんですよ。結構な負担じゃないかなと思うんです。ですからこれへの補助、全額とまでは言いませんが、あれば随分助かるんじゃないかなというふうに思うんです。

では、年間のね、この必要な、もし実施するとしたら必要な補助金がどれぐらいかかるかを、私、またこれもちょっと試算してみましたけれども、私なりの試算でありますけれども、合計で435人が米子駅までを利用したとしまして、6カ月の定期代が約1,500万円かかるようです。そうすると、年間で全額3,000万円必要になります。まあ全額とまで言わなくても半額でも1,500万円、3分の1だと1,000万円の補助金がかかるということです。それだけの財政出動が必要なんですけど、これが大きい少ないはそれぞれの考え方の違いにもよると思いますが、やはり子育ての観点から考えたときに、これは必要なとか出していい額ではないかと、補助金ではないかというふうに思うんですが、これ町長に答えてもらった方がいいのか教育委員長がいいのかよくわかりませんが、どちらにもちょっと答えてもらえませんか。教育委員長は教育の観点から、子育ての観点から、町長は財政的な面からどう考えられるのかお伺いしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。大森議員の質問をいただきました。非常に数字をいろいろと計算をされたりということの中で思いは感じるころではありますけれども、冒頭になぜできないのかというようなお話がございました。いろいろな施策等につきまして、国レベルでもいろいろな支援策を講じてきております。その中で、3年前にこの高校生に対しての支援策というものも出てきた経過があります。そうした状況の中で、いろいろな求められるニーズはあろうと思いますけれども、国もそうした一歩を踏み込みながら、限られた施策ということであります。

いろいろなニーズに対して求められることだと思いますけれども、ないよりもそれはあったほうがいいというぐあいには思いますけれども、やはり施策を進めていく中では選択をしながら、あるいは必要に応じて集中をして取り組んでいくということが施策であろうと思っております。そういう意味合いで、冒頭にも答弁で答えさせていただきましたように、国レベルにおいてこれまで全くなかった高校生に対する支援策が出ている現状でありますので、町としてはそれへさらに上乘せをしていくという考えはないというところで、冒頭のお答えを出させていただいているところであります。よろしく願い申し上げます。議員の思いは思いとして受けとめさせていただきたいと思っております。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの大森議員の質問でございますが、本当に私も今の町長のお答えと同じ思いでございます。ぜひ通学費を補助してあげられたらいいなと。今、大森議員さんたくさん調べていただきましたけど、これはJRであって、実はもうJRに行くまでのバスの人、あるいはもうバスの便もないし、バスの定期代も非常にばかにならないということで家庭から送っていかれているおうち。それからまた自転車で頑張っている、駅まで自転車で頑張っておられる家庭もさまざまあります。通学費の補助という予算の枠が本当にできるのか。また、もしそういう可能性がいささかでもあったときにどのようにそういったものを算出していくのか、非常に困難な問題があると思います。教育長よりちょっと補足をさせていただきます。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。町長が答弁したとおりの思いです。そのやっぱり戦後68年になりますけれども、ずっとこういった形でやってきまして、ようやく国が幼児教育やらあるいは高校生に目を向けてくれたということだろうと思いますし、教育委員会といたしましては、やっぱり義務教育でないということが一つの一番大きなことだろうと思っております。

1つだけ、委員長が言いましたようにバスのことがありましたので、ここの議員の皆さんの中でもやっぱり公共交通を守っていくためには乗っていかなきゃいけないという形で、非常に努力されておられる方がたくさんおられます。特に大山地区にはおられます。9月の10日に、私は青少年育成町民会議で、この議員の皆さんの中でもお世話になっている方もおられると思いますけれども、更生保護婦人会の皆さんだったり公共交通を使う皆さんだったり、今まで挨拶運動を、高校生マナーアップ運動をやってまいりました。そのときに、大山口の駅で7時22分と7時47分が米子行きに2本あります。それから、7時31分が鳥取行きがあります。今まではですね、こういう大人が変われば子供も変わる運動実施中の大山町町民、青少年育成町民会議の実施を配りながら挨拶運動をやってきたわけです。9月10日にびっくりしたことはですね、上からバスが2本おりてきます。それから、あっちの今津のほうから1本やってきます。そのバスにですね、高校生が一人も乗っておらん。これは衝撃でした、正直言いまして。今まではそれでも1人とかですね、2人とか乗っておったですけども、それを見たときにもう全て送ってもらって、奥のほうからは送ってもらっておられるというのが現状だというふうに思います。

いろんな形で援助を、通学費の援助ができれば一番いいわけですけども、継続的な問題とか過去ずっとやってきて、その中でも皆さん頑張っていたいてやってこられたという現状がありますので、今のところ通学費の補助というのは考えておりません。以

上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 7番、大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） ちょっと論点がずれてきているように思うんですけども、町長が言われた国レベルでは高校生の授業料の無償化、授業料不徴収ということですが、これはこれで別個だと思うんですよ。教育の無償化ということはもう世界的な流れで、日本はいかにおこなっているかということがよく言われているんですけども、教育にかかる、関するお金ですね、これがOECDの中では最下位だと。これだけの経済大国でありながら最下位という教育貧困国と言ってもいいと思うんですけども、そういう中でやっと動き出したということは評価されるわけですが、これは教育の無償化ということが国を挙げて行わなければならない、そういうことだと思うんです。

それから、教育委員長さん、それから教育長さんおっしゃったそのバスのこと、これはいいですよ、置いといて。私がこのJRの通学費の補助を言いましたのは、どの高校生にも、どの高校生の家庭へも公平に補助ができるから。バスは名和や中山地区は使っていない家庭が、全部ですね、使ってませんよね。何らかの形で駅まで行っていると思うんですけども、大山だけがバスと。バス代までは言いませんよ、不公平感がありますから。ですからどの生徒、家庭にも適用されるこのJRの補助金が出せないだろうかということを提言しているわけでありまして。その観点で答弁願いたいんですけども、これははっきり言って、町長、はっきり言ってほしいんですよ。施策は選択が必要だという言い方をされましたけども、財政的な面ですか。これが無理なんですか。はっきりちょっと答えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。財政的なことということに限らないと思っております。当然財政的な、財政が伴うことであるので、それは財政を伴うこの施策をするということについては継続的に必要になってくるということであろうと思っておりますけども、町としての施策、これは単町を求めておられる提案だと思っておりますので、単町としての考え方というぐあいに思っておりますけども、いろいろな施策を講じてきております。

中学生におきまして、今、高校生のお話はしておられますけども、本当に中学生の医療関係、県が取り組んできます前の年から町としての子育て支援策としての取り組みをさせてもらったりしております。いろいろな町としての施策を講じさせていただく中で、今日子育て支援策も出させてもらっております。その中で、先ほど申し上げましたようにいろいろな求められる施策はありますが、その中から選択をしながら施策は講じていかなければならないと思っております。その意味合いで、取り組んでいく、今の段階で取り組んでいくこの高校生に対する支援ではないというぐあいに私は判断して

おるところであります。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） まだいいですか、昼になりましたけど。

○議長（野口 俊明君） はい、この1問目が終わるまでは続けていきたいと思います。

○議員（7番 大森 正治君） そうですか、もうちょっと私かかるんですけども、大丈夫ですか。

○議長（野口 俊明君） はい、どうぞ。

○議員（7番 大森 正治君） そうですか。はい。

町長ね、財政面だけではないとおっしゃいましたけども、これ子育て支援という観点で言ってるということはよくわかっていらっしゃると思うんですが、その観点でいかにこれを施策として行った場合に家庭は負担軽減になって助かるかという面があると思うんで、やっぱり検討するぐらいのことは言ってほしかったなと思うんですが、それさえもないので非常に残念なんですけども、検討までいかなくても考えてみたいと。今後長い目で考えてみたいというぐらいはあってもいいかなと思ったんですけどもね。

全国はやっぱり広いもんで、かなりあるんですよ。具体的に言いませんので、それらも調べてもらいながら検討していただきたいと思うんです。

それからね、2つ目のね、医療費についてですけども、中学校まで今無料になってますが、これも大山町も県に先駆けて実施されていた。そこに県も実施されるということで、2分の1補助ということでやっていらっしゃるわけですが、これがやっぱりその高校生まで広げるというのは大きな意義があると思うんですよ。子育てという支援から考えて。財政的には、私はそんなに大きな負担はないと思うんです。そんなに医療に、病院にかかるということが高校生になりますとないじゃないかなということが予想されますので、このあたり、もし、高校生はどの程度かわかりませんが435人おって全員がかかるわけではありませぬので、高校生100人ぐらいがかかったとして、どれぐらいのこの助成費がかかるのか。これ単町事業になるわけですけども、そういう試算はされなかつたでしょうか。担当課、もしそういう大ざっぱな試算でもいいですからありましたら教えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） ただいまの大森議員の質問にお答えさせていただきます。

平成23年度に特別医療費の助成が小・中学生に拡大される際に、県が大山町の中学

生医療分として試算した額があります。同じ3年間ということでこれも高校生に当てはまると思いますが、そのときに算出した額は約660万円でございます。この方が全部申請されるかどうかわかりませんが、過去の実績が約70%でしたので、その660万の70%としても約450万費用がかかるというふうに試算した経緯がございます。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい。今の試算からも、それほどの大きな負担ではないですね。財政面からいったら。やっぱりまずこれが一番大きな考える上で大切になってくるんじゃないかなと思うんですけども、高校生どれぐらいかかるかわかりませんが、病院のほうにね、私は450万円もかからんじゃないかなという気もします。その財政面から考えたら、本当に病気になったりけがしてかかった生徒、親にとっては、ああ、大山町は本当にいいことをしてくださってるなということで、これ喜ばれると思うんですね。その喜ばれることが町政への信頼にもつながるし、初めにも言いましたように大山町を愛する気持ち、そして将来大山町にずっととどまりたい、出てもまた帰ってきたい、そういうところにもつながるといふ可能性は期待できるわけですね。そういう面で、せめてこれも検討してみたいという気持ちはないのかなのか、再度お伺いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。大森議員のほうから熱い思いの中でたびたびの質問をいただくところでありますけれども、喜ばれる施策ということでさまざまな提案、御意見をいただくところでありますけれども、医療費ということの中では、最近では脳ドック、この取り組みもスタートした経過があります。これは医療費ではあります、関連であります。以前から他町と比べて脳ドックあるいは人間ドック、そうした取り組みもしているところであります。いろいろな施策はテーマとしてあるわけがございますけれども、先ほど申し上げましたようにさまざまな取り組みを考えていく中で、高校生への支援、国レベルの現在の状況、これで今ある制度の上乗せということについては考えていないという冒頭のお答えの繰り返しになります。よろしく願い申し上げます。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 一旦しないと答えたら、検討するというところまではここでも言えないということかもしれませんので、内心では検討してみようかなと思っらっしゃるといふことを期待しながら、もう1点目ですけどね、奨学金のこと、給付制の奨学金のことです。これについても、とてもそげなことはできんという答えが返ってくることはわかってますので深くは言いませんが、これね、就学困難な家庭へ、特別な

家庭だけではなくて、私が今言いたいのは旧同和地区の家庭、これも必要でしょう。そこだけではなくて、やはり就学困難な家庭というのは全町的にあるわけですから、これをもっと広げる。どこの家庭にも就学困難な生徒への家庭には給付制の奨学金を考えてみたらどうかということなんですよ。現にやっているとところが全国ありますし、県内にもあるんですよ。それを調べられてはいらっしゃると思うんですが、この近くの琴浦町、若桜町あるいは江府町、3町は給付制なんですよ、貸与ではなくてね。貸与もしていらっしゃるところはほかにも5町、5市町村ですか、あるんですけどもね。やっぱりここらは子育て支援ということが大いにあるんじゃないでしょうかね。そういうことも勘案しながら、ぜひこの給付制奨学金ということも検討していただければというふうに思うんです。

それ何で私がこの子育て支援ということと言うかといいますと、もう一度言いたいと思うんですが、今、本当に二極化が進んでいるということをしばらくもうずっと言われていますけども、いわゆる1%か99%かということ言われていますけども、99%のその国民というのは所得がずっと減ってきています。御承知のとおりだと思いますけども。そして、規制緩和で不安定な雇用が続いております。そういう中で貧困と格差がずっと広がっているわけですが、これがね、今後さらに広がる可能性を持ってるわけです。いろんな負担がふえるという点から見ても。例えば、消費税増税が待ってますよね。こうなったら、本当に大変な家庭がもっとふえてくると思うんです。そうすると貧困と格差、さらに拡大するだろうというふうに私はちょっと非常に心配しているわけですが、ぞっとするわけですけども、こういう貧困と格差をね、解消する、少しでも解消するという観点からも、そういう視点からもきょう提言させていただいたことは必要な施策だし、町民の皆さんに喜んでいただける施策でないかというふうに思うんです。

住民のね、この生活を支援するこういう施策こそ、今、自治体に求められているのではないかというふうに思いますが、この1問目の最後にその点での町長の所見、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。教育委員会でなくて私のほうにということでありますのでお答えをさせていただきますが、奨学金の関係、給付、貸与という話がありました。私も若いときには、学生のとくに奨学金、育成会の奨学金をお借りした経過があります。借りたものはお返しをするということの中ですけれども、そうした制度はやはり借りた者にとっての責任感、あるいはこれから社会に出てからの返していくという心構え、そうしたものがあって、それは非常に意義のあるものだと思っております。

各ほかのほうでも給付という制度があるということではありますけれども、現状、先ほど教育委員長のほうからもございましたように、県のありますところの育成、育英奨学資金の制度、これの活用ということを進めていくと。今ある制度を活用していただく



ということをお願いしたいなというぐあいには思っているところであります。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい。1問目は一応以上で終わりますので、休憩されませんか。

○議長（野口 俊明君） はい。

そういたしますと、これから休憩いたします。再開は午後1時といたします。休憩します。

午後0時11分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（野口 俊明君） 午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

引き続き7番、大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。第2問目に行きたいと思います。

2問目のテーマは税と社会保障の一体改革を問うということで、国政問題じゃないかと、おまえ国会議員に出えだかなんていうやゆする議員もおられました。なぜ私がここで取り上げるかといいますと、もう御承知のとおりで国政問題はもう本当に町政にも直結する、住民にもすぐに影響する問題であるから取り上げるのでありますので、全く別個な問題ではありません。そういう点で、町長のお考えをただしたいと思います。

民主党、自民党、公明党の3党合意に基づきまして、昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法、これによって社会保障制度改革国民会議が設置されました。その国民会議が、先月の6日、安倍首相に報告書を提出しました。その概要というのは、次のような内容であります。

1点目が医療分野で、70歳から74歳の治療費の窓口負担は現在1割でありますけれども、これを新たに70歳になる人から2割負担に引き上げるというもの。そして、入院患者が負担する食費を引き上げる。国保税の値上げにもつながる国保の都道府県への広域化等々であります。

2点目が介護分野ですが、要支援者を保険から除外して市町村任せにする。一定以上の所得がある介護利用者に、利用料を1割から2割へ引き上げる。特養ホームから軽度者を追い出し、入所者を中度者、重度者に重点化する等々であります。

それから、3点目が年金の分野で、10月から特例水準の解消を理由に3年かけて年金額を2.5%削減するという、これに続きましてマクロ経済スライドによって毎年削減していくというもの。そして、支給開始年齢のさらなる先延ばしの検討を速やかに開始する等々があります。

それから、4点目として保育分野で保育の公的責任を投げ捨てる新制度の推進であります。

このように、国民そして利用者にとっては給付削減、負担増加、そのオンパレードであり、憲法第25条に基づく社会保障制度のさらなる後退、破壊であると言っても決して過言ではありません。その上に、ふえる社会保障費の財源を消費税増税に求めています。しかし、今、消費税を増税すれば財政がよくなり社会保障が豊かになるのでしょうか。デフレ脱却の決め手として安倍政権が打ち出したアベノミクスは、大企業や資産家には効果があっても中小業者、国民大衆には恩恵がないどころか逆効果になっています。労働者の所得は減り続けております。なのに円安で食料品や燃油などの物価が上がり、家計は苦しくなるばかりであります。

このような中で、来年4月から消費税を8%に、再来年10月には10%にすれば景気はますます冷え込み、国民の暮らしと営業を破壊するだけではなく日本の経済も破壊され、税収が減って財政をさらに悪化させることになります。町民の暮らしを守り福祉の増進を図ることが地方自治体の役割であるということは言うまでもありませんが、その視点から社会保障制度改革国民会議報告書の内容は町民にどのような影響があり、どう対応される考えか、以下の点に絞ってお伺いします。

1点目の医療の面で、窓口負担の1割から2割への負担増、そして国保の県への広域化について。

2点目、介護分野で要支援者を介護保険から外し市町村任せにすることについて。

3点目、年金分野ですが、10月からの2.5%削減とマクロ経済スライドによる毎年削減について。

4点目として、来年4月からの消費税増税についてどうお考えかただしいと思えます。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。大森議員より、2点目の質問であります税と社会保障の一体改革を問うということにつきましてお答えをさせていただきます。

近年の社会保障制度を取り巻く情勢は、急速な少子高齢化の進展などにより社会保障費は経済成長を上回って増大いたしております。また、経済の長期的な低迷や非正規労働者の増加など、雇用環境の変化などにより税や保険料の負担も増加してきているところであります。

こうした中で、安定した財源を確保し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、国では社会保障制度改革推進法により社会保障制度改革国民会議が設置され、改革に必要な事項について審議が行われ、去る8月6日に報告書が提出されたところであります。その報告書の内容につきまして、町民にどのような影響があり、どう対応するかということで質問をいただいております。

1点目の医療の窓口負担の1割から2割への負担増につきましては、現在70歳から

74歳の医療費の自己負担割合を1割とする特別措置を廃止をし、本来の2割にすることと報告をされました。このことにつきましては、新たに70歳になった方から段階的に進めるということ、またあわせて高額療養費の所得区分の細分化や保険料軽減措置の拡充なども検討されているところでありますし、保険料と給付の両面において単なる負担の増加ということではなく、今まで以上により能力に応じた負担の仕組みと、仕組みへと見直しが行われるものと考えております。

また、国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことにつきましても、あわせて国民健康保険への財政支援を拡充し、将来にわたり持続可能な制度の構築を目指すものであります。財政運営が都道府県に移行した後も、市町村が引き続き担う事業等につきましては積極的にその役割を果たすことが求められるものと考えております。

2点目の介護保険における要支援者を介護保険から外し、市町村任せにするということにつきましてはの御質問でございますが、社会保障制度改革国民会議における報告では、要支援者に対する介護予防給付について市町村が地域の実情に応じ柔軟かつ効率的にサービス提供できるよう、新たな地域包括推進事業に段階的に移行させていくべきとされているところであります。この報告を受け、現在社会保障審議会では平成27年度の介護保険制度改革に向け、予防給付から地域支援事業へ移行について審議が進んでいるところであります。現状では、要介護者及び要支援者は法定介護サービスを利用し、それぞれ介護給付、予防給付を受け、要介護・要支援認定者以外の方は地域支援事業で介護予防サービスを利用されているところであります。

移行案では、要支援者について現行の予防給付を段階的に廃止をし、新しい地域支援事業の中で予防サービスや生活支援サービスを効率的に実施することといたしているところであります。しかしながら、現段階では事業のメニューや事業費につきましてはまだまだ検討中でありまして、今後さらに議論が深まるものと思っております。

町といたしましては、制度の見直しの内容を見ながら、新しい地域支援事業の中で地域の実情に応じた取り組みができるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目の10月からの2.5%削減とマクロ経済スライドによる毎年削減についてということですが、まず10月からの2.5%削減は、昨年11月の臨時国会で可決成立したもので、年金額が本来水準より2.5%高く設定されていた特例水準を、平成25年10月から平成27年4月までに段階的に解消するものと認識いたしております。また、マクロ経済スライドは、年額を決める際に物価や賃金だけではなく、年金の支え手でありますところの現役世代の減少や高齢化により年金を受ける期間が延びることなどを反映させる仕組みとして、平成16年の年金改正で導入されたものであると認識いたしております。どちらにつきましても、我が国の年金制度を永続的かつ安定的に維持していくためにとられた措置だと存じております。年金受給者の方に影響が生じ、また町内の年金受給者への給付の減少は地域経済へ影響があると思われませんが、年金制度の将来を考えた場合、やむを得ない制度改正であると考えているところであります。

次に、4番目の来年4月からの消費税増税についてということについてでございますが、消費税の増税は平成24年8月に国会で可決されたものでございまして、増加を続ける年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化への対処施策経費に充てるため、消費税を中心とした各種の税を改正するというものでございます。

来年改正に、来年4月に改正を行うかどうかにつきましては、10月上旬に安倍首相が決定されると伺っているところでございますが、増加を続ける社会保障給付への対応、また国際公約であります基礎的財政収支の削減、黒字化、また1,000兆円を超える国の債務への対応など、また一方ではようやく芽生え始めたデフレ脱却の芽を摘むことがなく、低所得者に対する対応など相反する課題について慎重に考慮され、決定されるものと存じます。

4月から消費税が増税される場合につきましては、景気の腰を折らない経済対策や低所得者に対する十分な施策を国に対して要望してまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 全般的に、この国の施策を容認する立場での答弁だったというふうに思いますが、町長としては一つ一つについてそれほどの問題であるという認識はないのかなというふうに総括的に思いましたが、ちょっと時間がありませんので全部問いただすことができませんけども、一つちょっと単純な質問からですが、1点目のですね、現在1割負担になっている、患者の1割負担になっている70歳から74歳の方の負担が2割になるということですけども、これは報告書にあっただけなのに、私がちょっと聞いたところによりますとですね、新たに70歳になられる方から聞いて、こんなもんが来たけどということだったのですが、もう既にその受給者証の中に、平成26年3月までは1割負担ですけども、4月からは2割負担になりますというふうなことを書いた受給者証が届いたということなんですけども、これはどういうことなのかなと。もう決定されたという通知でもあったから、そういう受給者証を送られたんでしょうか。これをまずお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。現場での状況の御質問でございます。担当のほうから答えさせていただきたいと思っております。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 御質問にお答えいたします。

配付をしておりますものに既に2割といったことが明記されておるものが届いたとい

うことなのですが、制度的にはこの70歳から74歳までの方の自己負担割合につきましては、健康保険法によりまして定率2割ということが定められております。その中で、今現在特別措置ということで窓口の負担を1割とするということが特別措置の要綱の中で定められておまして、それが現在適用しておるという状況でございます。この適用の期限につきましては平成26年3月31日までということで明記されており、その内容で対象者の方には記載したものをお届けしたという経過でございます。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） ということは、平成26年の4月からは必ずしも2割負担になるというわけではありませんよということを含んでるんですかね。ようわからないんですけども、これ厚労省のほうからきちっと4月1日からは2割負担になりますよというそういう決定がなされないと実施されないじゃないかなというふうに思うんですが、その点どうなんですか。私自身もよくわからないんですけど。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 今現在、70歳から74歳までの方が窓口負担1割から2割になるということの方針は、国民会議のほうの報告書の中でそのようにするという報告がなされておるという状況でございます。法的には、先ほど申し上げましたように、特例措置の期限が平成26年3月31日までとなっているということも事実でございます。その後の26年4月1日からの負担割合は、特例措置が適用にならないということで2割になるということになりますわけですが、そのことが国のほうからどのような形で通知なりがされてくるのかということについては、はっきり今の段階で把握しておりませんが、国民会議の報告の内容に沿って国のほうから改革といいますか見直しが進められてくるということは、今後そのような運びになるというふうに思いますので、それによって今の現状ですと26年の3月31日に特別措置が切れるということで、必然的に4月からは2割ということになるというふうに考えております。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい。おおむね理解しました。

時間がなくなりましたので、もう答弁を求める時間がありませんですけども、お手元に、皆さんのお手元にこの税と社会保障の一体改革を問うという関係の資料を配らせていただきました。（資料の呈示あり）今、消費税を増税すればどんなことになるか。本当にデフレがますます深刻になるんじゃないかなという懸念がありますし、そのために

世論調査でも、今、4月にこれ実施するのは、増税するのはだめだという世論が多いということも記した資料ですので、これをまたゆっくり見てお考えいただければと、幸いに思います。

時間がなくなりましたので、一応以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） これで大森正治君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 次、11番、西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい、議長。

11番の西尾です。今回、通告どおり2問、町長に対して質問したいと思います。

少し重たい質問でございますが、町長に通告どおり質問いたします。

今後の町政のかじ取りは、8月9日付の日本海新聞で報じられた公選法違反疑惑の告発でございます。中央新報のほうにも出ておりましたが、このショッキングな記事を読まれた町民は、出たかと。厳しい選挙だったけなあと他人事のようにおっしゃる方もいました。しかし、起訴にでもなれば大変な事態に発展していくことが予想されます。余り話したくない、かわかりたくないこのような事件だけに、身近な方からは聞かれます。しかし、私も新聞を読ませていただいたことしか知らないのです。

そこで、次のことについてただしたいと思います。

事の発展から現在に至った経緯を町民の皆さん、議会にしっかりと説明する義務があるのではないかと。

2つ目、このことが今後の町政のかじ取りに大きな支障にはならないのか。この2点について質問いたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。西尾議員より、1点目の今後の町政のかじ取りはということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の事の発展から現在に至った経過、これを町民の皆さん、議会にしっかりと説明する義務があるのではないかとということですが、私も新聞で読んだ範囲のことしか承知をいたしておりません。このことで町民の皆様、そして議員の皆様に変御心配をおかけしており、大変申しわけなく思っているところであります。

この件は、警察の事案でございますのでコメントは差し控えたいと思いますが、私といたしましては2期目の町長選への出馬表明以来、通常の後援会活動及び選挙活動であり、違法性はないものと存じます。

次に、今後のかじ取りに支障はないかということですが、選挙での開票の結果もわずかな差ということで、議員がおっしゃいますように厳しい選挙であったというふうに存じております。選挙後はノーサイドだと思いますが、難しい面もあるのかなと

思っているところであります。

私が今すべきことは、町民の皆様には選挙で公約いたしましたこと、これを着実に実行していくということ、そして新たに生まれてくる課題に対して的確に対応していくことが私に課せられた大きな責務であると考えますし、全力で取り組んでまいり所存であります。よろしくお願い申し上げます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 大体予想されたような答弁書になってしまいましたが、こういった件はなかなかまあ説明しにくいんでしょうし、本人みずからのことでしょうか、なかなか話したがらないし話しにくいというふうに思います。

しかしながら、7月の25日、28日に議員と町民と語るといふ会がございました。もし8月の発表した後であれば、このような問題があると。これはどういったことだえというようなことがあったのではなかろうかと容易に想像できると私は思っております。そうした中で話は大きくなっていくということも考えられますが、その場で町長は町のトップであるわけですから、自分の行いに対して責任を持って説明されると。私はそのようなことになろうかなと実は思ったりもして、議員のなかなか言い出しにくい質問でありましたけれども、あえて質問させていただきました。

まあやはり町長は町民に選ばれたわけですけれども、その下についていく方は町の職員、あるいはスタッフと言われる方は町の職員であると思っております。57人の町職員がこのことについて実際このようなことがあるんじゃないかと思っ、私は、うちも来たよとか、こんなことがあったよという確認がとれたというふうに新聞上では載っておりますんで、そのようなことがもしあったとして、自信を持って首長である町長についていく気持ちが揺らぐというようなことであれば、それこそ私が質問に上げました町のかじ取り、これに大きな支障が出るというふうに思ったりもします。私としては、やはり町議会あるいは町の職員、そして町民の皆様にははっきりと断言して、このようなことは一切ないというような、安心してついてこいというようなことでもあれば、また私は、ああ、そうかと。はっきり言って、このような厳しい選挙戦の中で誹謗中傷あるいは足の引っ張り合い、当然それは各方面から聞いたりもしておりますけれども、それについて自信を持った発言がなされれば、また違った意味を持つんじゃないかなというふうに私は思ったわけで、そのあたりに関しては、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい。西尾議員より御心配の御質問をいただきました。

自信を持ってということ、いろいろなお話をいただきましたが、まさにその思いで自信を持ってこの町政にかかわらせていただいておりますし、後援会活動におきましても

違法性はないということを自分自身信じ、その思いで今の仕事をしっかりとやらせていただいております。お力添えをこれからも賜りたいと思います。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） なかなかですね、こういった、まだ警察ざたというわけではないので、起訴になったというような話ではないのでですね、余り逆に言うことがないわけですが、ここで職員のチャレンジ的な側面がそがれるという話をちょっとしたいなというふうに思っております。

公務員の資質ということが以前からあるわけですが、公務員に余りふさわしくない性格というのがあるそうです。まず、他人を思いやる心優しい人、頼まれたら断り切れないお人好しな人、正義感の強い人にはちょっとつらい職場ではないのかというようなことを言われたりしております。このような方は本町職員の中にはおられないというふうに私は思っておりますが、もしおられたとしたら、今回つらい思いしたのではないかなというふうに思っております。

公務員はですね、まず身分保障されております。それとしっかりした労働組合、また安定した給与、これはさまざまな誘惑、あつれき、不正行為を起こさないためにも、公民としてみんなの模範となれるような形で、民間にない特典もいろいろあるというふうになっております。

そして職員のまず目指すもの。笑顔で挨拶。确实、丁寧な仕事。民間からいいますと、まずスピード感、あるいは成果、チャレンジ、このようなことは薄れてしまうというのが一般的であります。本町とは言いません。そして、本来公務員の仕事は、大切な税金を効率よく、効果的に使うために置かれている立場の人であり、しかしながら、こんなことがあってですね、さっき言ったような保障があって、失敗するようリスクの高い仕事はなるべくしないようになってしまうのが大きな問題となっております。しっかりとした立場立場で職務に励んで、そして民間であれば給与アップ、あるいは行きたいところに抜てきというようなことになるだろうけども、公務員の場合はなかなかそうはならない。講演とか視察研修なんかに行きますとですね、このような方が代表でおられて、成果とかやる気、チャレンジというようなことを発表されて、私たちは、ほおっと言いながら帰るわけです。そして帰ってですね、トップの方にですね、何とかやる気ある気持ちはどうやって出すんだろうかという話をしますけども、なかなかこれができないのが現状でないのかなというふうに思います。その中で、公務員評価制度というのがありました。今でもあるんでしょうけれども、やはりなじまないというふうに私は最近思ってきました。

そこで、町長にお尋ねしますが、最初、先輩議員がですね、きょうちょっと基本姿勢とか職員行動規範の話が出てましたので、ちょっとダブるかなと思いますが、やはり一番大事なことは、職員のモチベーションを上げることと思うわけですが、人間は感情動



物でございますし、ましてや職員は、いろいろな、さまざまな勉強をされている方が私は多いと思っておりますが、このモチベーションを上げるために、町長はハウレンソウとかですね、いろいろな開かれた、住民に開かれた自治運営を目指しているといったふうにおっしゃってございました。私、このモチベーションを上げるということは、公務員に関してはすごく難しいと思いますが、このような件があってですね、これから今後どのようにモチベーションを上げるという説明をされるのかお聞きします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 西尾議員より御質問をいただきました。

いろいろな人についての性格的なことのお話もありました。まず、私は、そのことについて1点だけ触れさせていただきたいと思っておりますけれども、人間には3つのありようがあると思っております。一つは、生まれ育ったときに持っているもの、これが性質、そしてその中で育っていく環境ででき上がっていくもの、性格、さらにさまざまな舞台で、あるいは社会で作り上げられて、あるいは職場で作り上げられていくもの、人格、これは学生のときに哲学の中で習った言葉であります。

人はそれぞれ成長する過程の中で、生まれ持っていたものをベースにしながら人格が形成されていきます。いろいろなポジションにつくことによって、大きく大きく環境を感じながら成長していくのが人間だと思っております。

職員も一人一人がそうした顔が全て違うように、性質、性格、人格、異なっているものと思っております。ただ、それぞれ持っているもの、それはこの役場の職にあるということです。プロであるということでもあります。やはりここで給料をいただき、そしてこの役場の職員としているにおいては、プロ意識を持って、まずは日常の業務をしっかりとやっていくということの中で、課題解決などのテーマが生まれてまいります。それに向けて積極的に取り組んでいく姿勢であると思っております。部署によっては大きく活動しているものが目に見える、表現できる部署もありますし、なかなかそういう部署でないこともあります。与えられた中で、今、一生懸命職員は自分自身のやりがいや生きがいを持ちながら取り組んでいる現状にあるということでありまして、そうした状況をしっかりと支えていく。あるいはフォローしていく。導いていく。そのためにこのモチベーションを高めていくということではないのかなと思っておりますし、そうしたことについて、最初の西山議員さんの中でも話をしましたけれども、まずは日常の挨拶の関係であったり、ハウレンソウの関係であったり、そうしたことをまず示し、そして個々のそれぞれの仕事に対して積極的に、能動的に業務に当たるようにという指示をいたしているところであります。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 何回も同じようなことは言いたくないんですが、町職員

は、最初に言いましたが、町長の一番のスタッフだと思います。ところがそのスタッフはトップを選べない。町民、選挙という大きな全体の中で町民が選ぶわけであります。その中でやってこられた首長に対して、そのスタッフは、厚い信頼と、そしてその人のやはり思いを酌んでですね、一生懸命行動すると、これが一番のモチベーションにつながっていくと私は思いますが、いかんせん、全体の中で選ばれる首長ですので、この職員はそのいかに、何たるものかということをごどのようなことだろうかといつも考えながら行動していると私は思っております。それに関して、先ほど言いましたが、もう1回だけ聞きますが、職員には行動規範、あるいはハウレンソウ、いろいろあるわけですが、町長は、最後に聞くんですけども、そのスタッフである職員に、議会はいろいろ文句言うわけですけども、職員はやっぱり信頼してついてほしいということが一番だと私は思うので、そのあたりを職員にですね、しっかりと安心づけるようなことがあるかないか。今後ですよ。今のところ職員にも説明がないと私は聞いております。そのことがあるのかないのか、最後にちょっとお聞きしたいと。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 信頼という話もいただきました。まずは先ほど述べましたように、職員はプロであります。この職で報酬を得ながら仕事にかかわらせていただいているところでもあります。まずその自覚を持つということであろうと思っております。

職員の中にいろいろと自分自身の思いを伝えていくということ、これは大切なことでありますし、これからも努めてまいりたいと思っておりますし、特に管理職を通じて、さらには現場のほうに出向く中でまた伝える場面もあらうと思っておりますけれども、言葉で伝えるということよりも、やはり私自身が懸命に、一生懸命全力で取り組んでいる、そのことを感じていただくことであろうと思っております。そうした思いの中で、これまでも、4年間もそうでしたけれども、これからの4年間につきましてもしっかりと行動を含めて信頼を得るべく、町民の皆さんにも含めて、全力で取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） じゃあ、そうですね、じゃあ2番目のほうに移りたいと思いますが、大山町だからできること。サイクリングを活性化の目玉に。サイクリングに関しての一般質問は2回目ということですが。

平井知事が8月23日、広島県との知事会議で、ともに盛んなサイクリングを観光資源として活用する。スポーツツーリズムで連携することを確認。この席で、瀬戸内と大山から中海をも結ぶコースと意向を示しています。大山では、ことし10月19日から21日、エコツーリズム国際大会2013 in鳥取が開催されます。また、台湾の自転車メーカージャイアントが大山周辺を視察、試走されて、最高の場所だと述べています。

また、私もかかわっておりますが、中山地内で毎年10月に開催されているはまなすサイクリング2013年も10月の第1日曜日に大山の麓で展開しています。24回目か25回目になります。

1番、大山観光の魅力を紹介するツアーデスクが本格的に始動いたしました。自転車の活用を本気で考える絶好のチャンスが来たのではないかと。

2番目、ツール・ド・大山を発展的に見直したらどうか。

3番目、県選手権、そして全日本選手権を誘致、開催できないものか。

この3つについて伺います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 西尾議員より2点目の質問であります大山町だからできること、サイクリングを活性化の目玉にということにつきまして、お答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、大山に旅行業の登録をいたしましたツアーデスクが開設をされ、大山観光の大きな飛躍の舞台が整ってきたものと認識をし、今後の活動に大きな期待をいたしているところであります。

さて、一般社団法人大山観光局では、昨年度から電動アシスト自転車のレンタルを行っており、近隣の事業者さんと相互乗り入れ、乗り捨てシステムの導入などを働きかけているところでございます。

あわせて、県を中心に、スポーツツーリズムの推進の中で、自転車に関する各種取り組みが行われているのは御承知のとおりでございます。鳥取県では、官民合わせて23団体で、サイクリングロード整備検討会が組織され、本町もその構成員として加わらせていただいているところであります。これまでにサイクリングコースの設定及び路面案内表示の設置、ダイジョウブシステムと名づけたコグステーション、サイクルカフェの設定、空港－ホテル間の自転車デリバリーシステムの構築などを実施してきているところであります。ただ、安全管理面で不安を覚えておりまして、県に対して交通安全対策の充実とサイクリストへの交通ルール、これの啓発について強く要望いたしているところであります。

2点目の御指摘のツール・ド・大山であります。鳥取県サイクリング協会さんが従来から行われていたものを昨年度から官民10団体で実行委員会を組織をして、体制を拡充して取り組んでいるものでございまして、大山博労座をスタート、そしてゴールに85キロを走破するサイクリングイベントとなっております。第18回を迎えました本年は、約700名の参加があったところでございます。

この大会をどう運営していくかにつきましては、サイクリング協会さんなどと、そういった方々の関係者の御意向や調整をする必要がございます。今後の実行委員会の場などで相談をさせていただければというぐあいに思うところであります。

3点目の御提案いただきました内容につきましては、コースどりや安全対策など課題が多いものと思われますので、本当に本町で開催可能な大会があるのかなど含めまして、勉強させていただきたいなというぐあいには思っているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 一転して希望のある明るい話だなと自分では思っていますが、大山はですね、本当にいいところでして、自転車をやらない方はえらいきつところだなというふうに思われるわけですが、案外やっておられる方は、結構それって楽しくて、おもしろがるという実は面があるので、私としては最高にいいとこだと前から思っていました。やっぱしその辺を皆さん目をつけられてですね、いろんなことをやっておられます。伊澤さんがおられますが、森の国でもダウンヒルツアーと銘打っていろいろやっております。それで、これ枚挙にいとまがないですね。いろんな方が大山の周り、あるいは中海圏のあたりをもうぐるぐるぐるぐるもう回るとということで、私が言わなくてもどうもたくさん知っておられるみたいです。新聞にもですね、もうしょっちゅう出てます。

それで一番おもしろいのは、ツアーデスクができて、まだできてなかったんですけど、ジャイアントが来られたと。できたんですけど、できてたんですけど、事務所がこの前新しくなっていていろいろやり出したということなんでしょうけども、ジャイアントという台湾のメーカーがやってきたと。ジャイアントというのは世界で一番サイクリングの車の生産では世界1位、量販店では世界一ということで、安くてよい品物をつくるとということで、さまざまな協会なりチーム、そして団体を有しております、これはおもしろいと。有名な名前はピナレロとかたくさんあるわけで、イタリアが、フランス、あるいはアメリカなんか結構あるわけですが、やはり一番のシェアを持つのはジャイアントというふうに私の認識では、それも断トツです。その方が来られてですね、やるというようなことであれば、当然台湾だけでなく、ヨーロッパ、あるいは近隣、中国であったり、いろんなところからでもですね、来られる。ついでに、京都のついでとかですね、いろいろやられるんじゃないかと。

その中で、大山で何ができるのかなと私は思うわけですし、るーぷバスがあります。日交と日ノ丸が入っております、夏休み中は、お盆までですが、大体8月3日から毎日、7月が13日、11月までは土日祝日と、休みの日に大体集中して運行していると。あとは、これがですね、米子駅から大山寺、大山あるいは豪円山の巡回ルートが10便と、結構走るとるなというふうに思いました。

そこでですね、新聞の中にちらっと書いてあるのは、自転車を積み込めないかということをお県のほうも考えておるようでありまして、私、これもですね、もうちょっと積極的に、後ろにかごとか、いろいろなことができると思うんですが、積みめればですね、それこそ

もうおりるだけおりて待っている。あるいは途中まで行けたら途中で待っているというように、可能なんじゃないかなというふうに思われます。

そしてまた、祭りとか、大山にはイベントがしょっちゅう集中してまして、周りもそうですが、それに合わせた大会、あるいは練習、そのようなこともどんどん売出すことができるのではないのかなと。そのじげの祭りということもたくさんこれは拾えば随分あると思うし、原風景なんかこれからは本当に目玉になるように私は考えております。そういったことが一つ。

そしてツール・ド・大山、結局85キロとなっておりますが、今の大山の周り、あるいは淀江の辺までおりちゃってですね、あっちへ行っちゃうんですが、今、うちの辺、大山の中で一番のいいコースだなと私は思う、一息坂で私やってますけども、大鷹橋の辺とかですね、橋のあたりをどんどん通らせればですね、もうちょっといけるんじゃないかなというふうに思ったりもします。

そして3つ目なんですが、実は昔、私、議員になる前は中山町まちづくりの実行委員長をしていました。そのときに、県の選手権を1回だけやらせていただいたことがあります。そのときに和田見さんという女性の方が、高校生だったんですけども、男子の中に入って一緒に走っておられました。当然男子の中ですから、遅いのかなと思っておりましたら、男子のトップあたりで走っておりまして、女子ではちょっと歯が立たないという方でした。最終的にはオリンピックに出られましたけれども、この方が高校の2年だったかのときに中山地内を県選手権でですね、走っていただきまして、喜んだ記憶がございます。

その後ですね、その先生とお話ししたんですが、この先生が河田とおっしゃいまして、ことしの国体ですね、自転車監督の名前に河田拓也とありました。同じ方なんですね。そして実は理事長、鳥取の理事長は岡田行雄さんという方で、これもその当時と全然変わっておりません。岡田さんがもっとずっと前から理事であって、理事長であって、全国の理事もやっておられました。今でもどうも調べましたら理事をやっておられるというのでございます。

私、その話を聞くとですね、どういった話だったかといいますと、実は全国大会を鳥取でしたいんだと、これは車連ですから、車連、自転車連盟、全国的な大きな大会を持ってくるわけですが、中国では山口と広島あたりしかよう持ってこんだろうと。広島がほとんどだと。広島にはコースがあって、そこでやると。ところがですね、余りおもしろくないコースなんだそうです。実は違うところでやりたい。国もそうなんだそうでして、鳥取県でやれたら持ってくるぜ。えらい本決まりの話で、私、そのときにですね、話は長くなりますが、町の担当者とお話をしたことがあります。一番のネックはやはり全面通行どめ、これが一番のネックでした。そのころそれこそ、私、大鷹橋のあたりのあの道は完成してなくてですね、下を走ったんですよ、上下。それで実は苦情が出て、ブロッコリーの出荷時期に全面停止とは何事だと言われまして、10集落ぐらい役

場の、退職されましたが、課長さんとですね、2人でお願いに歩いた覚えがありまして、やっと県選手権をさせていただきました。ところが全国大会になるとですね、もっともっと厳しい制約があるということで、実は断念した記憶がございます。

ところが、今ですね、大山、合併してですね、道が通じた。いい道が通じたということもあるんですが、機運も高まった上にですね、ルートも、これだったらもうブロッコリーの方もそんなに心配ないだろうという、思うルートもできそうな気がしておりますし、機運も機運ですし、また、調べましたところ、河田さんも元気でおられるし、岡田行雄さんも元気でおられるということで、チャレンジできればもっともっと発展的な、ここで全国大会をやれるということは楽しいなと私は思うわけですが、いろいろなことを話しましたけれども、大ざっぱな話で申しわけありませんが、町長の思いをお聞かせください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 西尾議員より経験を踏まえて、サイクリングの全国大会、あるいは県大会、取り組んでこられたことについてのお話をいただいたところでもあります。特にいろいろなつながりの中で、全国大会、どうだろうか。今は時期がだんだん醸成してきているのではないかという御提案だと思って伺わせていただきました。

まさに県を通じて、あるいはこれまで県のサイクリング協会のほうでいろいろと地道に取り組んでおられました取り組みが、県の支援であったりとか、あるいは海外への取り組みであったりということで、大きくこの大山周遊のサイクリングコース、脚光を浴びつつある現状であります。

お話がありましたように、手元にも多分持っておられると思いますけども、大山を中心としてぐるりと周遊を回るコースで85キロほど、そしてアップダウン、あるいは新緑、いわゆる森林の中、景観のいいところ、あたりというコースでありますけれども、実は県のほうもこうして精力的に台湾との関係も持ちながら進めてきているところでもありますけれども、私も一度、その中のこちらの日本海側、特に倉吉から大山に至るコースを実は一度通ってみました。そんなに安全なコースなんだろうかという思いがありましたので通ってみましたけども、伯耆町、江府町、倉吉に至る広いコースとは異なって、非常に狭い、車が来たらつかえてしまうようなところもあたりして、おっしゃいますように一方通行というような形を持っていかなければ厳しいよなという場所も結構長いコースありまして、そういったことを踏まえて、実は西部町村会のほうでも大山周遊にかかわる市町村もあるわけでありまして、県のほうに大山周遊のサイクリングコースについての安全対策にですね、やっぱり取り組みを、あるいは啓発活動をしっかりやっていただきたいなという要望を出すというような今検討をしたり、そういったことを進めております。

たくさんの方々に来ていただくのはいいんですけれども、ある面、おっしゃいますよ

うに、県道、農道、いわゆる生活道路でありますので、非常に時期によっては車との入れ違いがあったりする場面もあります。特に海外から来られるということになりますと、国内のルールと海外のルール、交通ルールがどうなのかということもあたりしますので、やはりこれからこの大山周遊を生かしていく中でのサイクリングコース、あるいは取り組みをしていくに当たっては、しっかりとした安全対策、交通安全対策、あるいはサイクリングをされる方々への交通マナーへの遵守というようなことをしっかりと啓発していく中で取り組んでいかなければ、余りどンドンウエルカムで、大歓迎、大歓迎という形では臨まれない、今、ステージにあるんじゃないかなというぐあいを感じているところでもあります。

おっしゃいましたようないろいろな視点での大山を生かしたサイクリングの展開というのは非常に魅力のあるテーマでありますし、これからまた大山が取り組んでいくことでもあろうと思っております。一つ一つ課題を解決することをしながらですね、議員おっしゃるような方向性が出てくればなというぐあいにも思っているところでもあります。今、早急に全国大会、大きな大会にということよりも、私は今は安全対策というものをまずしっかりと発信をし、取り組んでいかなければならない段階ではないかなと思っているところでもあります。

大鷹の橋のコースは非常に魅力のあるコース、ロードだと思っております。以上です。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 出し忘れましたが、これが（新聞を示す）17年の6月の20日のときの新聞に出た、大山で全日本選手権をという、えらいタイトルで、喜んだもんですけども、御破算になってしまいました。今ですね、県選手権は、今というか、あのとき1回だけだったと思うんですけどね、中山でやったのは、やはり倉吉でやっております。鳥取県は結構自転車は強くて、全国的にもやっぱり有名な選手が出ております。これも常時、ずっと出ずっぱりというような感じかな。そのやっぱり倉吉がやっぱり中心であります。その倉吉が中心ですね、やっぱり、倉吉であるんですが、高城、町長は御存じだと思いますが、農高の上のほうですね。あのあたりから大栄の西高尾、あのあたりの周りをですね、ぐるぐる回るんですね。大体4周、5周、120キロぐらいのコースで決定戦を決めると。決定するわけですが、早朝です。朝の5時ぐらいから出るんですかね。私も旗振りに二、三度行ったことがあります。それはですね、全コース回ったことないんですけども、狭くて見晴らしが悪い。それとお客さんも全然いないと。本当で走らしとるんかいというような感じであります。だからこそですね、中山で走ったときには、えらい喜んでおりました。子供がですよ。走った子供が。こんなコースだったらずっとやりたいというようなことからいろいろ発展したのが経過なんですけども、私は、もっと今いいんですよ。もっと今はもっといい条件が今あると私は思っております。高城のほうの悪口を言うわけじゃないですが、本当で、何ちゅうか

ね、狭いんですよ。ほんで怖いんですよ。もっともっと。町長が言うところよりももっと随分、本当で人の誰も通らんようなところをわざとつくって通らすというのが実際なんだらうなというふうに私は思っております、それからいうと、交通量は少ない。道路は広い。見晴らしはいい。まして観光的なことが同時にやられれば、見物も来るといいう、非常に願ったりかなったりのコースができると思うので、そのあたり、もう一度、町長、考えていただきたいなというふうに思うわけですが、もう一度お願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 西尾議員の御提案、サイクリングを生かした取り組みということについては非常に魅力のあることでありますし、将来の大山にとっての一つの取り組みの一つであるというぐあいには思っております。ただ、先ほど述べましたように、交通量が少ない道路という表現もされましたけども、かえってそこそまた危ない。自転車の方々が大会競技ということでなくて、時間をスローな時間の中でのサイクリングを楽しむという大会であればいいですけども、少しそれにスピードを求めたりということがあつたりするときには非常に生活道の中での大会というのは危ないなと思つたりしているところでもあります。

いずれにしても、交通安全対策ということが私は今何をにおいてもしていかなければならない。大山町だからこそ県のほうへしっかりとそういった声を上げていかなければならない。そういった思いの中でまた西部町村会のほうでもそうした声を上げていこうやというような流れがあります。御提案をしっかりと受けとめさせていただきながら、その方向性に向けた中での交通安全対策をまずしっかりとやらしてもらうように働きかけをしていきたいなと、その上で国内あるいは海外からもこの大山のすばらしい環境に来ていただいて、にぎわいのある大山町の町づくり、展開ができたらなというぐあいに思っているところであります。よろしくどうぞお願いいたします。

○議員（11番 西尾 寿博君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） これで11番、西尾寿博君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は2時25分といたします。休憩します。

午後2時12分休憩

---

午後2時25分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、3番、大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。



○議員（3番 大杖 正彦君） 議席ナンバー3番、大杖正彦でございます。通告に従いまして、2つの質問を行います。

まずですね、通告した分にはないんですが、その背景についてちょっとお話をさせていただいて、本題の質問に移りたいと思います。

皆さん御存じのとおり、2020年、オリンピック、パラリンピックの開催が東京に決定いたしました。全国のスポーツ少年団、そして中学、高校の運動部に所属している子供たちは、オリンピックという大きな夢に向かってますますトレーニングに力が入るに違いありません。

子供たちが夢と希望に燃えですね、スポーツ、そして勉学に励むことこそ青少年の健全な育成につながると考えます。こうした子供たちの夢をかなえるためにも、行政の果たす役割は非常に重要と考えております。

こういった話をちょっとさせていただきますが、私の通学した、中学時代、大山一中時代ですが、教育長もそのときの生徒さんでしたが、女子バレーボールチームは県の常勝チームで非常に強かった。間違いなくそのときの町内の皆さんはですね、その強さ、活躍に期待を寄せ、その存在に誇りを持っていらしたと思います。多くの生徒がバレーボール部に所属したのはそのあかしだと思います。

では、なぜ強かったかということなんですね。その強さは間違いなく担当教諭であった林原達行先生の指導に負うところが大きかったと思います。林原先生はそれは熱心で、その情熱ははかり知れません。

こんな逸話があります。皆さん御存じのように、1972年、ミュンヘンオリンピック、男子バレーボールは金メダルを獲得しましたね。そのときのセッター、猫田、その選手、バレーボールというのは顔から上でパスしないと、そこから下からするとホールディングという反則がありますね。猫田選手は顔どころかおなかぐらいのところからのボールをトス、反則を回避した。どういうことでありましたか。ボールはここですから、後ろに寝っころがって、その反則を避けて、見事なパスを上げてですね、トスを上げて、強豪国をなぎ倒したと。猫田が上げる、大古が打つという言葉は皆さんも、古くなることですが、大学なんかの学生が集まったときに一芸にするなど、社会的な現象になったぐらい有名な話です。その猫田選手が所属するバレーボールチーム、実業団バレーの試合で、林原先生は国内A級審判の資格を持っておられましたから、その審判を務めたときにですね、その猫田からホールディングの反則をとるというふう宣言されて、見逃さずですね、そのタイミングを、とったそうです。例えばですよ、長嶋茂雄が現役のころ、ボールかストライクか判定の際どいところをボールというふうにする審判はほとんどいなかったんじゃないか。それは長嶋の名声と、ファンとか周りの、世間の声を気にしたからに違いありません。しかし、林原先生は果敢にそういうことに立ち向かい、真のバレーボールを求める気概を持っていらっしゃったからだ、からできたんだと思います。スポーツの振興、特にチームとか選手の強化には、こうした熱意に満ちた熱心な

指導者の存在が欠かせないとかたく信じております。

そこですとね、大山町内のスポーツ少年団活動は、名和、中山、大山の3地区合併後も少子化により加入する子供の減少が続いていると聞いております。議会だよりの特集で行いましたスポーツ少年団の取材でもですね、団員数が多くなれば、団の運営もより楽しく、父兄の負担も軽くなり、レベルアップも大いに期待できるという声が多く聞かれました。

現在、大山ジュニアバレーボールクラブの人数は、名和が3人、中山が8人、大山地区からは一人もいないという現状であります。その原因の一つに、大きな原因は、送迎が、大山からは送迎が難しいということで、父兄の皆さんはその送迎をですね、町のほうで支援してくれないかという声を強くおっしゃってございました。団体スポーツは最低限の人数が必要なので、より多くの選手と一緒に練習することと、熱意ある指導者により飛躍的なレベルアップが望めます。

それで質問なんです、町は、青少年の健全な育成を目指すために、いろいろなスポーツ振興対策を講じていると聞き及んでおります。町は今現在ですね、現存するスポーツ少年活動とその指導者に対してどのような支援をしていらっしゃるか、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの大杖議員さんによります、町は、現存するスポーツ少年団活動、そしてその指導者に対し、具体的にどのような支援を行っているのかという御質問についてお答えをいたします。

現在、スポーツ少年団は、全国に約3万6,000団体存在し、約80万人の子供たちがスポーツを通して心と体の成長を体験しております。大山町におきましても、現在、14団体、約260名の子供たちが67名の熱心な指導者のもと、日々活動しております。しかし、議員のお言葉どおり、そのジュニアバレーボールクラブに限らず、少子化に伴いまして、その団員数は年々減少傾向にあります。

その一方で、議員が御指摘になったようなそういった課題も抱えながら、各団それぞれが育成会の方々によるチラシづくりとか、保育所に出向いて園児とボールに触れ合う楽しみを伝える、将来のスポーツ少年団に入ってもらうためのそういった活動、団員増を目指した積極的な活動の実態もまた多く見られるようになっております。

本町では、この14団を組織する町のスポーツ少年団に対しまして、活動支援のための助成を行っております。本年度の補助金額は65万円、これは各団の代表者や育成会代表者等の合議によって、認定指導者の資格取得の助成や毎年の登録料の負担、各団の活動助成、また町外の団体を招聘したことによる交流大会への助成などに活用していただいております。このほかにも指導者や保護者対象の研修会の通知や国、県からの関連

情報の提供など、できるところの支援を行っているという現状でございます。

なお、本日付の新聞におきまして、大山町スポーツ少年団が生涯スポーツの優良団体として文科省より表彰されるということが発表されましたことをきょうの答弁につけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 先ほどの林原先生の話なんですけど、大山一中から名和中にかわられた後ですね、今度は名和中が非常に強くなったということをし添えておきます。

答弁お聞きをいたしまして、大山町の平成24年度決算書に目を通しましてですね、ただいま御説明のありましたスポーツ推進委員及び体育・スポーツ団体育成費等の助成金ですか、その額がこれで十分かどうかということなんですけど、私の感覚としては、余りにもスポーツの強化という点においてはほぼ遠い数字じゃないかというふうに考えておりますので、本格的な強化プランと申しますか、展望に基づいた、それに見合う補助金の編成をお願いしたいと思います。

スポーツ少年団の振興、活性化により、技術等のね、選手、チームの強化がされれば、自動的に中学、高校の競技レベルアップにつながりますから、オリンピックにもつながっていくこととなります。2020年、東京オリンピック、パラリンピックが決定した際、皆様も新聞、ラジオ、テレビでごらんになったようにですね、まさに日本が一つになったような感がありましたよね。まさにスポーツの持つ意義と力が大きく実証された場面だと私は見ております。鳥取県内でも先日開催された鳥取県議会で、平井知事が、この東京オリンピック開催決定を機に、県レベルでのスポーツ選手の育成に力を入れると声明されておりますね。このチャンスに大山町もスポーツ振興協会による町の活性化対策を大々的に進めるべきことを提案をいたします。これからのスポーツ振興対策に期待をしておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

続きまして、2番目の質問に……。

○議長（野口 俊明君） 大杖議員にお願いしておきます。要望はしないと、質問をするということで、要望事項はお控えください。

○議員（3番 大杖 正彦君） はい。失礼しました。

続きまして、指定管理者制度についてお尋ねいたします。

町の所有する施設を活用して、指定管理者制度によって有効活用するということは、民間の活力、運営ノウハウをフルに生かし、その有効活用に大きな力となる。これが目的であると思いますが、しかし、指定管理施設はですね、町民との共有財産でもありませんし、住民への福祉サービスもあり、単にもうけの場となってはならないというふうに思っております。

そこでですね、現在、町は幾つかの公共施設を指定管理者制度により民間業者などに

運営を委託しておりますが、その最大の目的と課題についてお尋ねしたいと思います。

また、町が指定管理で委託している全施設の業務内容、委託期間、そして事業収支の報告書提出などの状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大杖議員の2点目の質問であります指定管理者制度につきまして、お答えさせていただきます。

初めに、指定管理者制度の目的と課題はということでございますが、指定管理者制度の目的といたしましては、町が設置をし、広く町民の皆様にご利用いただく施設を公の施設と呼んでおります。これまで指定管理者制度が制定されるまで、町にかわって公の施設の管理を行うことができるのは、町の外郭団体や公共的団体などに限られておりました。しかし、町民サービスの向上と施設運営の効率化を目的とし、株式会社やNPOなど、さまざまな団体が公の施設の管理を行うことができるようにするため、指定管理者制度が導入されたところであります。民間の活力を生かし、創意工夫によるサービス向上によりますところの利用者の利便性の向上や、管理運営経費の節減などによる施設を所有する地方公共団体の負担の軽減などが主な目的とされているところであります。

次に、課題でございますが、一般的に指摘されている課題としては、次のようなことが指摘をされております。

まず、地方においては、受託数業者が限られて、競走原理が働く場面が少ないということ、指定導入の結果が行政改革の面だけが過剰に着目されやすいこと、また、弾力性や柔軟性のある施設運営という建前がありながら、実際には条例、施行規則などの関係などで民間の実力が十分に発揮できないこと、あるいは指定管理期間の満了後も同じ団体が管理者として継続して指定を受けられる保証がないため、受託した団体が人材育成と同時に施設投資や運営面での長期的な計画が立ちにくいことなどの課題が指摘されているところであります。

また、担当の各課から上げられた指定管理者制度運営委託上の具体的な課題といたしましては、業務の範囲や使用について協定書で詳細に定めるため、協定書にないことが突発的に発生した場合には弾力的な運用ができにくいケースがあること、また、1社指定による業務のマンネリ化をどう防ぐかということ、業者からのクレームに対する施設所有者としての関与をどの程度まで行うかということ、施設や備品の改修、購入などへの対応、判断が難しいことなどが上げられているところでございますが、最も大きな課題といたしましては、民間事業者の運営上のノウハウを生かした利用者数増加を図っているところですが、思ったとおりに利用者数が伸びていないということではないかというぐあい考えているところであります。

次に、指定管理を行っている施設、全施設の業務内容などについてでございますが、

町が指定管理者制度を導入しております施設は多岐にわたっております。

まず1つ目として、社会体育施設がございます。指定管理者は、株式会社チュウブでございまして、業務内容は、社会体育施設などの管理、運営となっております。指定管理を行っております施設は、農業者トレーニングセンター、運動場、野球場、陸上競技場などで、指定管理の期間は25年の4月1日から平成28年3月31日までの3年間となっております。

次に、大山町福祉センターなかやまと大山町福祉センターだいせんでございますが、これは指定管理者はそれぞれ社会福祉法人大山町社会福祉協議会でございまして、業務の内容は、センターの維持管理及び福祉業務となっております。指定管理期間は、両施設とも平成21年4月1日から26年3月31日までの5年間となっております。

次に、大山町中山温泉館、生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季菜園でございますが、指定管理者は株式会社さんびるでございまして、業務の内容は、施設、設備及び器具の維持管理、施設の利用の促進、自主事業の企画及び実施などであります。指定管理の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となっております。

次に、夕陽の丘神田でございますが、指定管理者は株式会社チュウブでございまして、業務内容は、夕陽の丘神田の施設の管理運営となっております。指定管理の期間は、平成25年4月の1日から30年3月31日の5年間となっております。

次に、観光交流センターであります。指定管理者は一般財団法人大山恵みの里公社でございまして、業務の内容は、道の駅大山恵みの里の管理運営となっております。指定管理の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日の5年間となっております。

次に、スポーツ公園であります。指定管理者は一般社団法人大山観光局でございまして、業務の内容は、大山町総合体育館の管理運営となっております。指定管理の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間となっております。

次に、中の原スキー場でございます。指定管理者は株式会社だいせんリゾートであります。業務の内容は、町当中の原スキー場の管理運営、また、中の原スキーセンターの管理運営、スキー場施設、設備の改良などとなっております。指定管理の期間は、平成22年10月1日から平成27年3月31日までの約5年間となっております。

最後に、御来屋漁港水産物直売所でございます。指定管理者は鳥取県漁業協同組合でありまして、業務の内容は、水産物直売所の管理運営業務となっております。指定管理の期間は、平成25年4月の1日から30年3月31日までの5年間となっております。

各施設とも、事業・収支報告書の提出を受けているところでありまして、契約書となる基本協定書、年度協定書を締結しているところでございます。

以上で私のほうからの答弁にかえさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） 2番目の大杖議員さんからの指定管理者制度についての御質問にお答えをいたします。

現在、町は、幾つかの公共施設を指定管理者制度により民間業者などに運営を委託していますが、その最大の目的と課題は、並びに町が指定管理で委託している全施設の業務内容、委託期間、事業収支報告書提出などの状況はとの御質問につきましては、先ほど町長より述べていただいたとおりでございます。

教育委員会では、大山、中山、名和、合わせて敷地面積合計約19ヘクタールの社会体育施設を指定管理委託といたしておりまして、現在の株式会社チュウブは3社目の指定管理業者となっておりますことをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） この指定管理者制度実施に当たって一番の課題は、問題はですね、目的は、より多くの方々に利用して楽しんでいただくと、それは心の問題であったり体力的な面であったり、いろんな面での人生、生き方を豊かにしていく点だと思いますが、先ほどの答弁の中で、利用者数がなかなかふえないということがありました。それは本当にこれから指定委託業者の努力をお願いするところではありますが、しかしながらですね、指定管理者は、利益を追求、目指すものが当然かもしれませんが、指定管理料を払っている以上、町には収益の適正化という視点が必要と思われれます。そのためにはですね、町はですね、町は、指定管理者の業務運営の監督、チェック体制が必要と思われれるんですが、指定管理者が指定どおりの業務を適切に行って運営しているか、また、目的以外の業務を行っていないかなど、運営状況の監督、チェックはどのようにして行われておりますか、お尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大杖議員より、指定管理者のそれぞれの事業、業務のチェック体制はということであります。それぞれ担当のほうから述べさせていただきたいと存じます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 総務課のほうで総括で答弁させていただきます。

各指定管理ともですね、先ほど言いました事業報告書というものをですね、四半期、半期のところになるとは思いますけども、そういう形で提出していただきまして、それから年度の報告というような形で、どういう運営をしているかということを確認しており

ます。適宜担当者のほうが現場にも行って確認をしているというふうに考えております。

それから、各事業所にですね、利用者のアンケートの用紙を設けるようにしておりますので、それで利用状況をですね、確認させていただくというような対応をとっておるというふうに考えております。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 一つですね、私ども、中山の温泉館ですか、生活想像館というのがありますよね。あちらでゲーム機というのが設置されてるのを見かけまして、これは目的外使用に当たらないかどうかということに関しては、どういうふうにお考えでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○中山支所総合窓口課長（杉本 美鈴君） 議長、中山総合窓口課長。

○議長（野口 俊明君） 杉本中山支所総合窓口課長。

○中山支所総合窓口課長（杉本 美鈴君） 基本協定の中で指定業者が行う業務がうたってございます。この業務を行うために、行政財産の使用が許可されております。自動販売機とかゲーム機、マッサージ機などを使用することは、指定事業者の自主事業の一環とうたってありまして、目的外使用ではないと思っております。以上でございます。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） わかりました。

2番目なんですけど、利益と余剰金についての問題でございます。

町が指定管理施設としている施設の中で利益が生じた場合ですね、これに関連し、2008年の総務省通達で、通知で、指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方などを公募の条件として可能な範囲で明らかにしているかという指定管理者制度の運営上の留意事項として通知されております。町は、この通知を受けて、どのように対応しているのでしょうか。例えばですね、現に利益が生じた場合に、町が配分を受けている指定管理者と、出ていても配分を受けていない施設があるのであれば教えていただきたいと思えます。

また、その余剰金についてですが、余剰金が発生した場合、次年度の指定管理料に反映するなどの措置が講じられているかどうかについてもお尋ねしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 余剰金の取り扱いですけれども、町が指定をしております指定管理施設の中でですね、収益が出ておりますのは、中の原のスキー場1カ所のみでございます。その他の施設につきましては、どちらかといいますと、指定料を、どちらじゃなくて、指定料を払っておりますので、なかなか余剰が出るほどのものではございません。

余剰が例えば出たときにもらうかということになりますとですね、赤字がひどくなった場合、指定管理料をふやして払うかという問題にもなりますので、一応契約期間の中での指定管理料は、当初の基本協定とですね、それから若干年間の修繕料とか施設費等がありますので、年度協定の中でも変わってくる部分がありますけれども、基本的には指定料は、指定管理料は変更は考えておりません。

中の原につきましては、担当のほうから。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

総務課長のほうから答弁をいたしましたとおり、中の原スキー場につきましては、利益が一定見込める施設を指定管理者制度の適用をしたところであります。この業務委託、指定管理適用に当たりましては、スキー場、民間事業者の意欲をそがないことももちろん必要でございますし、かといって町民の財産である施設、設備を使って1企業のみがその利益を独占するということも、それは理にかなわないというところでありまして、利益配分のルールを定めまして、利益の一定割合、中の原スキー場の場合は利益の3割以上ということでございます。24年度決算では35%ほどいただきましたけれども、3割以上という協定を締結をし、利益配分を行うといったようなルールづくりをしております。

蛇足でございますが、大山の駐車場の場合、これは県営でございますが、これもルールづくりをしております、鳥取県の場合は売り上げの16%でしたか、を納めるというような格好で利益配分のルールづくりをしているといったような実態となっております。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） ただいまの答弁の中でですね、今、利益のあったところはいいんですが、利益が出てないところが多いということなんですが、民間業者がやっている以上、指定管理料も収入の一つなんですね。施設利用料、使用料ですか、それから指定管理料、その他、ゲーム機とか自動販売機とかがありますが、そういうものの収入と、それからコスト的には人件費が一番多いと思うんですが、光熱費はどういうふうになっている、そういった収益報告書というのがつけられてですね、その業者は当然利



益が出ないと、これはやるわけないですよ。その辺の利益の出方、指定管理料も当然収入の、業者にとっては収入の一部、一部、全部かもわかりませんが、になるわけですから、その点をお聞きしているわけです。例えば年間経費が1億かかったとします。指定管理料が1億だったと。売り上げ使用料が1,000万円あったら、1,000万は当然、単純な話だけど利益になるわけですね。このことについてお尋ねしたつもりなんですが、いかがでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 御質問に担当から答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 指定管理料をですね、単純に収益に加えるとそういう形になりますけれども、もともとがですね、町がやっておるときに赤字の部分、その指定管理料を払ってですね、それをできるだけ縮減していただくという形で支払っておりますので、当然民間業者ですので、赤字ではやれませんので、その指定管理料を、それはしっかり使っていただかないけんですけれども、努力で収益をふやしていただいて、その中で企業は黒字にさせていただくということです。当初の設定をこちらが考えている以上に指定管理料以上の収益をどんと上げれば、大杖議員が言われるような形になりますけれども、なかなか大山町というか、地方のですね、施設でそういうことは難しいというのが実情ですので、それは3年とか5年の期間を見ながらですね、新たな設定をさせていただくという形になると思います。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 最後の質問になりますが、ただいまの答弁のことも包括することになりますが、こうした指定管理者の業務について、指定、それから選択ですかね、幾つもある中から1つの業者を選ぶというようなことも、選択ということも含めてですね、条例の制定や改正も含めて、指定管理者の指定、指定管理料の額ですね、それから設定期間、これは先ほど説明いただきましたが、これらを明確に明示したマニュアルがつくられているかどうかなんですね。そうしたことがあれば、ただいまの利益配分についても業者と、それから行政側のわだかまりも払拭されるんじゃないかと思えます。

なぜならばですね、これまで行われてきた指定管理者の選定の際に、案件によって事務のそういう取り扱いが異なってきたんじゃないかと。例えば指定管理料を設定した後で指定管理者の指定を行ったりですね、逆の場合とか、もあったというふうに聞いておりますが、その辺は、このマニュアルのどおりに、がってのことなんですか。お聞きしたいと思います。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） まず、指定管理についての条例、規則があるかということですが、町のほうでは、大山町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例というもの、これに関する規則をつくっておきまして、これに基づいて指定管理者を決定するという形になります。

指定管理者のですね、やり方としましては、公募の場合とですね、公募が余り望めない場合、それから設置目的を効果的に、効率的にするためにですね、その特定の団体が有効であるところのほうで判断した場合ですね、公募によらない候補者の選定ということができるようになっておりまして、この中にあるものでは、福祉センター、それから御来屋の水産施設、観光交流施設等が公募によらない選定という形でやっております。

それから、金額の設定ですが、こちらのほうが従前のですね、最初的时候には町が直営でやっておりましたときの金額、それから委託管理をしておりましたときの金額、金額というか経費をですね、勘案しながら、それを示して業者にプロポーザルで提出していただいてですね、それから事業内容につきましても業者の提案という形で出していただいて、その中から選定委員会を開いて決定していくという形ですので、大まかな管理費ですね、は示しておりますけれども、あとは業者の提案、それから管理費トータルを見て業者を決していくという形です。その中で、選定委員会をやったりですね、プロポーザルを公開でやったものもありますので、そういう中で金額設定が若干やり方が違うんじゃないかという印象を受けられたかもしれませんが、基本的にはプロポーザルでやっておるというような形になっております。

- 議員（3番 大杖 正彦君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。
- 議員（3番 大杖 正彦君） わかりました。

いずれにいたしましてもですね、これらの業務を明確にしていく上でですね、指定管理者制度の事務執行マニュアルを作成していただいて、事務の統一、公正なとり方を目指してはいかがでしょうか。それが行く行く職員、スタッフの皆さんの適切な事務執行にも資することにもなりますし、指定管理者として応募しようとする事業者の参入の参考にも大いになると思います。指定管理とする目的もより明確に発揮され、事業の発展を推進させるという大きな利点もあるということをおし上げて、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（野口 俊明君） 大杖正彦議員にお願いしておきます。先ほどもあれしましたが、一般質問は要望業務ではありませんので、質疑にしていきたいと思っております。

最後に、質問にされませんか。

○議員（3番 大杖 正彦君） これを最後の質問にして、終わります。ありがとうございました。（発言する者あり）

事務執行マニュアルの、統一した事務執行マニュアルの作成について、どう対応されるか、おつくりになる考えはないかどうかお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきましたが、もう一度答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 条例、規則、それから指定の様式等ですね、ひな形を統一でつくっておりますので、それに基づいてやっておりますので、言われたようなことは対応しているというふうに考えております。以上です。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） それでは、質問を終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で3番、大杖正彦君の一般質問は終わります。

---

○議長（野口 俊明君） 次、4番、圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 4番、圓岡伸夫です。通告に従って3問の質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、どうする介護保険の要支援外しとして、町長にお聞きしたいと思います。

厚生労働省は、今月4日に開かれた社会保障審議会の介護保険部会で、要支援と認定された高齢者に対する保険給付（予防給付）を廃止し、市町村に任せる新しい地域支援事業とする方針を打ち出しました。現行の保険給付は、サービスの種類、内容、運営基準、人員基準、利用料が全国一律で決まっています。しかし、新しい地域支援事業では、内容は市町村の裁量任せで、人員、運営基準もなし、サービス内容も最悪の場合、旧町単位でばらばらになることが危惧されますが、大山町でもし保険給付（予防給付）が廃止された場合、どのような対応をされるのか。また、対象者、この場合、要支援1と2の方ですが、対象者は何人なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 圓岡議員からの1点目の質問でありますどうする介護保険の要支援外しということにつきまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

先ほどの大森議員の御質問に対する答弁でも触れたところでございますが、現在、社会保障審議会では、社会保障制度改革国民会議における報告を受け、平成27年度の介護保険制度改革に向け、予防給付から地域支援事業への移行について、審議が進んでいるところであります。移行案では、要支援者について、現行の予防給付を段階的に廃止をし、介護保険制度の新しい地域支援事業の中で、予防サービスや生活支援サービスを効率的に実施することとし、事業内容については、市町村の裁量に任されるということになっているところであります。

人員基準や運営基準もなしとされていることから、各市町村間でサービスに差が出ることは十分に想像されるところでございますが、議員御指摘の旧町単位でのサービスの差が出るようなことはございません。

町といたしましては、制度の見直しの内容を見ながら、新しい地域支援事業の中で、地域の実情に応じた取り組みができるよう、事業を十分に検討してまいりたいと考えております。

また、新しい地域支援事業の今後の予算の拡充、これについては要望してまいりたいと考えております。

なお、平成25年8月末現在の本町の要支援認定者数は252人であり、うち8月に介護保険サービスを利用された方は172人というところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 先ほどの答弁の中でですね、旧町単位でサービスの差が出るようなことはありません、こういうふうにはっきりとおっしゃられたわけでありませぬ。

ところがですね、この国の社会保障審議会の介護部会で今話し合われていることは、受け皿として、NPOであったり、地域で、またボランティアでということが議論されています。私がこの通告の中で、旧町単位とあえて書いたのは、本当にボランティア、また地域でとなった場合にですね、Aという地域では、公民館をなら利用してやりましょうという方がおられたとします。だけど本当に、ならBとかCでそういう方がおられるのか。ならその人はなら本当に、ならAで仕方がないので、ならAでこの人たちもお願いしますとなったときに、本当に建物の面積であったりボランティアの人員であったり、そういうものの容量的、マンパワー的にですね、本当にできるのか。やはり今の保険給付はですね、内容や運営基準、人員基準、そういうものが一律で決まっているわけですけども、国がそうやって地域の裁量に任す。限りなくきれいに聞こえる。言葉としてはきれいに聞こえますけれども、本当でそれが地域の実情に合っているのかということが非常に危惧されますので、本当に大山町としてですね、先ほど答弁の中で、旧町単位でサービスの差が出るようなことはないというふうに断言された。私はそういう

ふうはこの言葉で受け取っておりますけれども、再度確認したいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） いろいろなパターンのお話をいただきました。担当のほうから述べさせていただきたいと思っておりますけれども、今、それぞれ検討なされている現状、その中での一例として、NPOであったり、団体というようなお話をさせていただきましたけれども、現在、事業としてやっていたい現状もございますので、そうしたものも当然今後も生かしていくということになろうと思っております。担当のほうから述べさせていただきます。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 圓岡議員の御質問にお答えいたします。

現在も介護度、要支援が出ておられない方に対して介護保険の中で地域支援事業を行っておりますが、この中での総合事業でも市町村の裁量に任されており、人員基準、運営基準なしの状態であります。現在は、そういう状況でも旧町間で差は出ていないというふうに考えております。

見直し案では、要支援1、2の方についてもこの地域支援事業に移すということで、議員御指摘のように、今現在、介護保険部会のほうで議論が進んでいるところでございますが、今はまだ議論の途中でございます。議員御指摘のこの移行案というのは、9月4日に示された事務局案であります。その中で、既に委員の中からもこの事務局案に対して異議が出ているという現状でありますので、今後、さらに年内、あと7回の介護部会が予定されています。その中で、るる示されるであろうメニュー等を勘案しながら、旧町間でのばらつきが出ないように努力していきたいと思っております。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 今、町長がですね、今の事業を生かしていきたいというふうに答弁されました。課長のほうも、議論の途中で、あと7回議論がありますよということと言われるわけですがけれども、今、私が今の答弁でひっかかったのは、今の事業を生かしていく、本当にこれはいいことだと思うんです。ところが、多分間違いがなければですね、今の事業というのは国の予算が25%ぐらい入っているのではないかとというふうに、ちょっと数字が違ってたらまた後で訂正をお願いしたいと思います。それにしてもですね、国の予算が幾らかの割合入ってるんだらうと思うんです。今の議論はですね、結局、国がこの負担割合をやめたい、そういうところから来てるんだらうと思うんです。そうした国の予算がなくなったときにですね、そのあいた穴をなら県、大山町、それから利用者、この3者が例えば穴を埋めてですね、果たしてできるのか。利用

者さんがその負担に耐えられるのか。町もですけれども、利用者さんのことを一番心配するわけです。

その辺、もう一度答弁をしていただきたいということとですね、これまでですと国会がねじれてましたから、なかなか自民、公明の思っていることが真っすぐ出てこない部分はあったんだろうと思うんです。ところが今、国会がねじれてません。議論されていることが、僕は恐らくところてんのようにそのまま出てくるんだろうと思うんです。各自治体においてきたときにはもう既に決まった後ですから、決まるまでにですね、町長の立場として、本当に大山町に照らし合わせたときにですね、これが住民の福祉を守るためになるのか。もしならないのであれば、あらゆる機会、チャンネルを利用して、国に対して少しでもよくなるようにですね、異議を唱えるべきだというふうに私は思うわけですけれども、町長のお考えを2点お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 御質問をいただきました。

先ほども担当のほうからも述べましたように、この案件については、今、審議が進んでいる、進行中というところでございます。確定をしたというところではございません。あわせて、先ほどの今行っています事業関係、これが今後廃止される中での新しい地域支援事業へという方向性、これも審議中ということでもあります。とするならば、その経過を踏まえる中で、やはり、先ほど冒頭にも述べさせていただきましたように、この新しい地域支援事業への予算の拡充、これはしっかりと国のほうに要望していく、党のほうに要望していく必要があるということで、冒頭、要望してまいりたいということをお述べさせていただきましたところであります。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 話が長かったので、1つしか返ってこなかったなというふうに思っておりますけれども、最初の分ですね、本当に今の事業を生かしていく、これ本当にいいことだと思うんです。そう願いたいと思うんですけど、国の予算が入っている中で、本当にこの国の予算を引き上げられたときにですね、町として本当に今の事業を生かしていけるのかということを改めてお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） お話しの点は要支援の方々、1、2の対象についてのことであらうかなと思っております。そうした事業については、今、法定の中での事業ということでもありますけれども、これが新しい、今、検討されている中では、地域支援事業の中も含めたことに検討がなされているという現状でありますので、その内容を精査する中で、やはりそれに求めておられる方々もおられるという現状であるわけでありまして、

そのためにも、先ほど申し上げましたように、新しい地域支援事業の中での予算の枠の拡大、これは求めていかなければならないことであるという認識のもとで述べさせていただいているところであります。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） ちょっと視点を変えたいと思います。

きょう新聞を見てましたらですね、これは特別養護老人ホームへの入所者の縮小、もとへ、補助縮小へということで、例えば山陰中央新報などは１面で扱われております。先ほどの答弁の中でですね、議論の途中で、あと７回あるというふうに言われたわけですが、厚生労働省のこの社会保障審議会の介護保険部会で今月中に話し合われることは、要支援者を介護保険給付の対象から外す。ここの新聞の１面にも書いてありますように、特別養護老人ホームから要介護１、２の人を締め出す。一定以上の所得者の利用料を引き上げる。施設の居住費、食費を軽減する補足給付を縮小することなどが話し合われて、この後、１１月２７日には議論を取りまとめを行い、来月の通常、もとへ、来年の通常国会に関連法案を提出し、再来年、２０１５年からの実施を計画しております。

そういった意味でですね、予算の拡大を要望するというふうに、町長、答弁されたわけですが、本場でですね、うちの母親も一応要介護１ですので、要介護１がどういふものなのかというのはよく理解できるところでありますけれども、話をですね、ちょっともとに戻してですね、実際この要支援１から要支援２の人でもありますね、幅がある、症状といいますか、日常生活に対して幅があると思うんですけれども、こういう、この人たちはですね、どういう状態なのかということのを改めて、話を１回振り出しに戻しますけれども、説明をしていただきたいというふうに思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それぞれのランクづけ等については、審査会、判定会の委員会のほうで判定されるわけですので、その点について、担当のほうでわかる、現状の中でお答えをさせていただきたいと思います。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

まず、要支援１ということでございますが、一般的に介護認定の申請が出ますと、７４項目において調査いたします。その中でいろいろとチェックをするわけですが、要支援１というのは、食事や排せつはほとんど自分でできるが、要介護状態とならないように、身の回りの世話の一部に何らかの介助、見守りとか手助けですね、を必要とするという状態を言われております。

要支援2は、この状態からちょっと状態が悪化するわけですが、要介護1になりますと、排せつや食事はほとんど自分でできるんですが、身の回りに介助が必要で、立ち上がり歩行に支えが必要だったり、問題行動や理解の低下が見られることがあるというふうになっております。

要支援2の方はですね、この要支援1と要介護1の中間にありまして、いろいろとチェック項目がたくさんありますので厳格には規定できませんが、要介護1相当の人のうち、心身の状態やけがの状態が安定していない人を除く。つまり安定しているというような場合は要介護1から要支援2に落ちたりですね、認知機能や感情等の障害により、いわゆる予防給付の適切な理解ができないというようなことがない方が要支援2というふうに、大まかなところですが、このように大体規定しているところです。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 簡単に言うとですね、一人で生活するのに誰かのお世話にならなければ生活ができない、要は、できれば自立というふうに認定されてしまうわけですから、本当に誰かのお世話に、あらゆるシーンでですね、お世話にならざるを得ないということだろうと思うんですけども、結局こういう人たちもですね、介護保険料を払っている。払いながら、今度、国がしようとしているのは、介護保険、今の制度から1回退場してもらおうというね、そういうことだろうと思うんです。本当に国と、介護保険制度、この制度ができた時点からいろいろと問題があってですね、財政的にも破綻を、将来的に破綻するであろうというふうに言われておりますけれども、そういった中で、継続的にできるようなことを考えると、こういうことが出てくるのかなというふうに思わないではありませんけれども、本当にこういうことがですね、利用者のためになるのかというところに非常にひっかかるわけです。先ほど町長は本当に予算の拡充を要望されるということでしたけども、こういう、今、国が打ち出してきている制度がですね、本当に住民のためになるか。率直な意見を、感想をお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 介護保険制度の改正ということの視点の中では、やはりこれからの高齢化社会、団塊の世代の方々がいよいよこうした介護特会のほうにもまた対象になっていくというようなこと、そうした将来に向けての課題を抱える中で、持続可能なやはり介護保険制度、取り組んでいくという制度を視点に置きながらのこのたびの改定、改正、あるいは検討であるというぐあいには思っております。そうした中で、各有識者、国のレベルでいろいろな議論を闘わせながら、道を定めていこうということでもあります。そういう中で、やはり地方として私たちが求めておかなければならないのは、業務がふえても、あるいはあって、そこに予算がないということが非常に厳しい状況があるわけですので、予算の確保ということをこれからも、これは私ということよりも、全



国町村会、あるいは県の町村会、そうした視点の中で大きく、またこの審査委員会の中にもそうした視点の中での御発言もしっかりと出てくるものと思っているところであり  
ます。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 次に移りたいと思います。

次に、旧甲川マス釣り場上側の堰堤のしゅんせつの働きかけをというテーマで町長にお聞きしたいと思います。タイトルをつけるのに、「の」「の」「の」で、これは何とかならないかなというふうに思いましたけれども、どうにも私の知恵ではなりませんので、非常に変なタイトルをつけましたけれども、聞いていただきたいと思います。

7月15日の豪雨によって、甲川水系の多くの井手で、井手口が土砂で埋まりました。これによって多くの農家の方が労力や金銭の負担を余儀なくされました。しかし、原因の大もとは、過去にもこの議会で取り上げられましたが、船上山山系の一部が崩壊したことによって、その土砂が甲川に流れ込んだことにあります。

今から10年ほど前、旧甲川マス釣り場の上側の、上側にある堰堤の上には、当時の小学校6年生の男の子が十分に泳げるだけのふちがありました。しかし、先日行ってみましたが、今はその面影がないほど土砂がたまり、場所によっては河床そのものが以前より高くなっているところもあります。

台風シーズンを迎え、今後、いつあのような豪雨が再び降るかもしれません。今後の被害を最小限にとどめるために、県にしゅんせつを働きかけるべきではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 2点目の質問でございます旧甲川マス釣り場上側の堰堤のしゅんせつの働きかけをということにつきまして、お答えをさせていただきます。

砂防堰堤は、流域における後背地域の保全、土砂流などの土砂流出による土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設などを守ることを目的として、主たる目的として設置されているところでもあります。その機能は、設置してから満砂になるまでは、土石流対策などの上流から流出してくる土砂をためる効果、満砂となりましてからは、河道侵食防止、そして山脚固定の効果をあわせ持っているところでもあります。

議員御指摘の旧甲川マス釣り場の上手側にあります堰堤は、管理者の鳥取県に問い合わせたところ、現在は土砂がたまり、山脚固定の効果を発揮をしている状態であるとの回答をいただいているところでもあります。

しかしながら、私も議員同様、川底の堆積は危惧しているところでございますが、従来から鳥取県に対して満砂除去の要望は行ってきたところでございますが、今後も粘り

強くしゅんせつ実現に向けて要望を続けてまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 正直、どういう追及質問をしようかなというふうに思っておりますけれども、この答弁を見ますとですね、満砂となって、砂が要は満杯になってからは、河道侵食防止の効果があるというふうに書かれております。平素の水はですね、確かにこれでね、間違いはないというふうに思うんです。ところがですね、近年といたしまして、ここ最近の雨はとんでもない、予想もつかないといいたまいますか、本当にバケツをひっくり返すどころか、もっとすごい雨が短時間、はたまたそれよりも長い時間降って、各地でいろんな悪いことをするわけですがけれども、町長にお聞きしたいと思っておりますが、この県の感触は、正直なところはどうかでしょうか。例えばですね、ここでの答弁も、検討します。検討も、前向きな検討もあれば、何か検討しただけで足踏みをしているような検討もあれば、場合によっては何かこれは後ろ向きじゃないかというような検討もあるわけですがけれども、その辺の町長が感じておられるところの雰囲気的なものはどうかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 相手の心持ちはわかりません。しっかりと要望を続けていくということでございます。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 実際ですね、これは私の感覚でありますけれども、大体見た感じが20メートルの50メートルの、1メートルから1メートル20ぐらい、だから1,000立方メートルから1,200立方メートルぐらい、恐らく僕が知ってる昔の状態からいけばそれぐらいの土砂がたまってるんだろうというふうに思います。そのことを頭に入れておいてもらってですね、粘り強く交渉をしていただきたいというふうに思いますけれども、県もですね、それは打ち出の小づちがあるわけではありませんから、なかなか首を縦に振らないであろうというふうには思いますけれども、ぜひとも町長に頑張っていただきたいというふうに思いますが、改めての決意を聞いて、次に移りたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 改めてということでございますけれども、毎年8月の上旬に実行委員会の皆さんのお力をいただいて、甲川の溪流まつりがございます。鶯橋のちょうど下のほうの広いエリアを使って、そうした活動を長年続けていただいております。私

もずっと毎年のように参加をさせていただくところでありませけれども、昨年、そしてことし、非常に上流のほうでの豪雨といいますか、水量が多いということで、例年そうしたマス、甲川のいわゆる放流のステージが非常に変わってしまったと、たくさんの土砂がそのエリアに集まってしまったと。当然そういうことでもありますので、下流域のほうにもですね、たくさんの土砂が流出してきているというぐあいに思っております。おっしゃっておりますのは多分そこから3つ4つぐらい下の部分の堰堤のエリアかなと思ったり、話かなと思ったりしておりますけれども、いずれにしても、そういった下流域の部分について、ここ数年、たくさんの土砂流出という現状がありますので、そうした現状を見ることを含めてですね、やはり県のほうにも引き続き要望をしっかりと進めていきたいということでもあります。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） それでは、次に移ります。

最後に、アベノミクスと畜産業というテーマで町長にお聞きしたいと思います。

円安の進行で、大山町の主要産業の一つである畜産業に深刻な影響を与えつつあります。搾乳、肥育、養鶏、採卵、養豚、どれをとっても配合飼料を欠かすことができませんが、近年、この配合飼料の高騰に加え、アベノミクスによる円安でさらに飼料価格が高騰しています。このままではTPP以前に多くの農家が廃業を余儀なくされるかもしれません。この問題に町単独で取り組むことはできないであろうし、望んでもいませんが、県や、特に国において対応するよう働きかけるつもりはないのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 3点目の質問でありますアベノミクスと畜産業という御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年の配合飼料価格の高騰と急激な円安に伴い、本年4月から6月期の配合飼料価格はトン当たり6万650円でございまして、前年同月比と比較をしますと、トン当たりで3,150円上昇いたしております。このことにより、畜産経営は厳しい状況となっているところであります。

国の対策といたしましては、配合飼料価格安定基金があり、価格高騰時に一定の要件のもと、補填金を交付するものであります。基金の発動基準を直近1カ年の平均価格を115%から112.5%に下げること、支援の拡充を図っております。加えて、国の緊急措置として、通常補填基金の生産者負担分、これの助成を決定いたしているところであります。

県の対策といたしましては、自給飼料生産基盤の整備や和牛放牧を推進することで飼

料自給率を引き上げ、輸入飼料価格に左右されない畜産経営を目指して、畜産飼料高騰緊急対策事業を実施しているところであります。具体的には、自給飼料生産に必要な機械などを購入あるいはリースする場合に、導入経費の一部を助成し、また、耕作放棄地などで和牛放牧を実施するための電気牧柵など、機器整備への助成を行ったりしているところであります。

町といたしましてもさまざまな機会を捉えて、国、県に対して対策の拡充を要望してまいりたいと存じます。以上です。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 本当この原稿をつくるに当たりまして、本当にいい時代になったかと、８年ぶりにこの議場に帰ってきましたけれども、以前ではここまでインターネットに情報が出てるとか本当に思うぐらい、今、インターネットを使えばいろんな情報が出てます。たまたまいろいろ見ておりましたら、農林水産省の平成２３年度での畜産業の農家の経営実態というものが出ておりました。それが１２月３日にその結果が発表されていたわけですけども、それによると、肥育牛経営では、農業粗利益４，５７７万円に対して農業経営費４，１９３万円で、差し引き３８４万円の残りです。年間ですから、これ、月に直せば３２万円。恐らくこれ、粗利益を４，５７０万も出そうと思えばですね、とても一人では面倒を見切れない。２人とか、もしくは時間ですね、誰か人を頼んで経営されているのかなというふうに思いますけれども、そういう経営体で３８４万円です。しかも昼休憩にちょっと聞きましたら、４，５００万の粗利益だと、この中から消費税も要は納税義務ではないかというふうに言われましたけれども、本当にこのアベノミクス、円安に加えですね、今後まだ消費税も上がる。そういった中で、僕もこの間、いろんな牛を飼っておられる方とお話をしましたけれども、まずこの１，０００万からの納税義務を何とかしてほしい。１，０００万で生活しようと思ったって、とっても牛じゃあ生活できないよということを言われました。また、実際、飼料もですけども、肥やし、肥料ですね、肥料に加え、燃油も上がり、とっても経営は大変だというふうにお聞きしました。

これは随分以前の話、まだＢＳＥのころもあちこちの農家さんともいろいろお話をしましたけれども、このときにある御婦人の方が言われました。この方は、旧知、昔からの知り合いでしたので、たまたまいろんな具体的な話が聞けるかなと思って話をしたら、この方は言われました。圓岡さん、最近の牛はね、雑食性になったのと言われるんです。へえって言ったら、私の年金まで食っちゃうんだよって言われて、恐らく今こうやって配合飼料が上がる中で、またそういう状態が起きているのであろうというふうに思います。

また、これはある搾乳の御婦人の方でしたけれども、牛たちは私たちよりもいいものを食べてると言われましたね。人間は、変な話、お勤め品であったり、いろんな特売

品であったり、そういうものを買いながらですね、日々いろんな食事を準備されることができるとい意味合いですけれども、牛たちは、この配合飼料、答弁の中で、輸入飼料価格に左右されないというふうに言われるわけですが、特に搾乳などはですね、かなりの配合飼料を食べさせないと、所定の乳質が保てない、そういうふうなことも言われました。

僕は、大山町は本当に、搾乳しかり、肥育しかり、いろんな畜産業が盛んな町だというふうに思うわけですが、ぜひともこの皆さんの声をですね、県、国、本当にどの質問にも、原稿をつくってて思ったことですが、共通します。あらゆるチャンネル、あらゆる機会を利用してですね、とにかく町民の代表として、町民の声をぜひとも上に届けていきたいというふうに思いますけれども、町長の答弁をお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 私もその思いで国、県のほうに要望活動を、要望してまいりたいというぐあいに思います。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は4時5分といたします。休憩いたします。

午後3時55分休憩

---

午後4時05分再開

○議長（野口 俊明君） 休憩前に引き続き、一般質問を継続いたします。

再開します。

次、12番、吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） それでは、皆さんお疲れのことと思いますが、よろしくお願いたします。

通告に従いまして、今回は1問質問させていただきます。

大山町における防災、減災の取り組みはという質問であります。

去る9月1日は防災の日でした。90年前のこの日、関東大震災が起き、死者は10万5,000人に上ったと言われています。日本列島はそれから幾度も大地震に見舞われましたが、特に記憶に新しい東日本大震災の災害の経験から得た教訓とえば、減災ということではないかと思えます。被害をゼロにするということは不可能ですが、減災

によって救える命は多いということを体験したわけであります。

大山町においても記録的な豪雨や豪雪の大被害を経験しており、他人事ではありません。

気象庁は、8月30日、特別警報を発し、直ちに命を守る行動をとるよう呼びかける新たな運用を始めたところです。

町長は、所信表明の中で、安全・安心な町づくりを表明されました。防災、減災の町づくりは進んでいるのでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 吉原議員より、1問、大山町における防災、減災の取り組みはということについて御質問をいただきました。特に9月1日が防災の日ということかもしれません。今回の議会では防災に関する御質問を多くいただいているところでありませす。

防災の日は、昭和35年に制定をされましたが、その制定に至った経緯では、経緯ではありますが、9月1日は関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では210日に当たり、台風シーズンを迎える時期でもあります。また、昭和34年9月26日に上陸した伊勢湾台風によって戦後最大の被害をこうむったことがきっかけとなり、地震や風水害などに対する心構えなど、そうしたものを育てるために、防災の日が制定されたということでございます。

当時の官報資料によりますと、政府、地方公共団体など関係諸機関はもとより、広く国民の一人一人が台風、高潮、津波、地震などの災害について認識を深め、これに対処する心構えを準備しようというのが防災の日創設の狙いでございます。もちろん災害に対しては常日ごろから注意を怠らず、万全の準備を整えていなければならないわけでありませけれども、災害の発生を未然に防止、あるいは被害を最小限にとめるにはどうすればよいかということをもんがが各人の持ち場で、家庭で、職場で考え、そのための活動をする日をつくろうということでございます。そこにこうした内容のものが趣旨として、制定の趣旨として記されているところでありませ。今にも通ずる内容でありませして、過去の教訓を風化させずに、一人一人が自然災害への心構えと備えを考える日としたいと存じませ。

議員が指摘されておりますように、東日本大震災の教訓の一つとして、減災ということが上げられます。これまでは、例えば津波に対しては、それを防ぐ高い防波堤を建設するというところで、防災、災害を防ぐという考え方で各種の施策が進められてきたと存じませ。しかし、自然災害は、人間が考える以上の猛威を振るうことを改めて認識される災害でもございませ。これからの災害対策は、防災、また減災の両面から取り組む必要があると考えております。

また、平成7年に発生をいたしました阪神・淡路大震災や平成23年に発生をいたしました東日本大震災など、日本列島は地震の活動期に入ったとされ、さらに地球温暖化やヒートアイランド現象の影響などで、局地的豪雨や猛暑、干ばつ、竜巻、雷など、極端な気象が頻発する傾向が顕著になってきていると言われていたところでございます。

議員より防災、減災の町づくりは進んでいるかということでございますが、本町では、風水害、地震災害などに対応するため、地域防災計画を策定をし、防災体制の整備、災害時の対応手順、防災知識の普及、啓発などを行っているところであります。毎年秋には住民の皆さんや消防団、広域消防、また警察など関係機関にも参加をいただいて、総合防災訓練を実施をし、災害への対応や防災意識を高めておるところでございますが、本年度は10月27日に中山地内で大雨による土砂災害を想定をした訓練を行う予定でございます。

去年は、東日本大震災の津波の状況を踏まえて、町内沿岸部の防災行政無線が聞こえない、また聞き取りにくい区域に屋外スピーカーを設置をいたしました。また、津波が押し寄せる可能性のある区域の公民館、避難所、避難経路などに海拔表示板、これを設置をし、また、津波ハザードマップの作成も行い、配布をさせていただいたところであります。

本年度は、土砂災害のハザードマップと防災マップの見直しを行ったものを作成し、今後、全戸に配布をする予定といたしているところであります。また、海拔表示板につきまして、追加の要望がございますので、その追加や、津波が発生した際に使用する避難路の整備などを進める予定でございます。

杉谷議員への答弁でも述べましたけれども、災害時の対応は本町だけでは困難なことが多いと思います。本町では、県内や県外の自治体との協定、また民間事業者との協力協定などを締結して、災害時への対応に努めているところでもあります。

そして自助、共助、公助という言葉がございます。阪神大震災のとき注目され、また、東日本大震災で改めて認識をされたところでもあります。大きな災害時の対応として、まずみずからがみずからを守る。家庭を守る。そして次に近隣が互いに助け合って地域を守る。そして行政、警察、消防など、地域を守っていくということであろうと思っております。防災体制の整備とあわせ、自主防災組織の育成、防災意識を高めるための情報提供など、さらに努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） 詳しい御答弁いただきましたが、実はですね、私も、その最後のところですけども、自主防災組織を立ち上げて、私の前にいただいた資料で、23年の1月現在ではまだ81だったのが、今はふえて108になったということで、順調に推移しているとは思いますが、立ち上げるだけでは減災の意味がありませんので、

育成についてお尋ねしようと思っていました。

それで、組織の育成なんですけれども、それぞれ自主という言葉がついているということで、自主防災組織の活動状況とか1年間の計画、そしてまた最低限どんなことが行われているとか、そういうことについては把握はされていますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 吉原議員の質問に担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 自主防災組織につきましてはですね、活動に対して補助金を出しておりますので、年度当初に活動の計画を出していただきまして、実績報告等をいただいておりますので、どういう活動をされておるかということは把握しております。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） 自主ですので、なかなかそれぞれにばらつきもあると思います。そして今はですね、防災意識の高まりということがすごく大事だと思うんです、この時期にはですね。それでですね、防災意識を高めるために、お互いにやはり情報交換とかそういう場もあったりして、それから補助金を出しているからにはですね、ある程度避難訓練とか、そういうことは一番、最低限とか、そういう指針とかもこれから出していかねばと思うんです。

それで、情報交換についてはですね、自主防災組織の連絡協議会とか、そういうものはできていますか。それと最低限避難訓練について指針を出すとか、そういう2点についてお答えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 指針といいますか、補助金を出すに当たりまして、防災訓練とかですね、避難訓練等、そういうような活動をしていただかなければ払わないということになりますので、そういうことはしていただいております。

それから、自主防災組織の全体の会というようなものは現在のところはまだつくっておりません。うちの集落でいいますと、消防を呼んだですね、救急救命の研修とか、そういうようなことをやったこともありますので、各集落、いろいろな取り組みはされておるとお思います。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。



○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） そうですね。なかなか、地域によって取り組み方がなかなか、人材もありますし、熱意もありますし、なかなか、地区の事情があると思うんです。それで、私が何で連絡会議といいますと、ここに新聞の記事がありまして、鳥取市の湖山西地区の防災フェアというので、地区まちづくり協議会と自主防災会連絡協議会が主催しております。そういうのもあるわけです。そういうときに何をやられたかという、A E Dの操作と消火体験。考えてみればA E Dもいっときすごく皆さんあちこちに設置しましたけれども、実は使えなかったりします。そういう情報がお互いに大山町でもこんな取り組みしてるよという情報が入ると、また新たに防災意識も高まり、またいつもと同じことをやらなくて、きちんと違う防災体制ができたりすると思うんです。ですので、その点について、町長はどういうふうにお考えになりますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） いろいろ話をされたので、連絡会議の設立のことかなと思って今承ったところですけども、それぞれ集落で取り組みをしていただいて、今、108の自主防災組織があるという現状でありますけれども、でも全体からすると65%というようなところであります。今後、杉谷議員のほうでも話をしましたように、今後もさらにそうした集落での防災意識を高めていただく、あるいは取り組む体制をつくっていただくということでの自主防災組織、集落での組織化、設置を進めてまいりたいというぐあいに思っております。

今現在、連絡協議会といいますか、会議ということ、初めて聞かせて実はいただきましたので、またそういったことについて勉強させていただきたいなと思っております。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） 次にですね、このごろやたらにというか、本当はまれになんですけど、特別警報というものが発せられております。これについては新しい警報だと思います。特別警報についてですね、私たち町民も本当によくわかっているのかどうかということもあります。そしてこの特別警報はですね、直ちに住民へ周知の措置をとることが市町村に義務づけられているとなっておりますので、これについて、杉谷議員のときにはですね、同じように警戒態勢を呼びかけるとか、そういう答えでしたが、特別警報に対しての対策をお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より述べさせていただきたいと思いますが、議員述べられましたように、法で定められた義務がある、情報提供の義務があるということでありま

す。そうしたことに従って速やかに対応していくということでもあります。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 特別警戒、警報ですけれども、ことしから運用を開始して、先ほど京都市が、福井ですか、広範囲で警報が発せられました。4市町ほど特別警報が出たときに対応ができていなかったということで、対応ができていなかった自治体があったということをお聞きしております。災害が夜間であったというようなこと、急速に水があふれたり、水かさが増したというようなことで、対応がなかなかできなかったというようなことはあると思います。

町のほうでですね、対応ですけれども、杉谷議員のほうにも御答弁しましたけれども、地震、津波のような急な災害、今回竜巻もあったようですけれども、以外の場合ですね、台風というような場合、まず注意報、それから警報というような形で順次警戒レベルが上がってきて、最終的に特別警報というような形になると思いますので、町のほうでは、そういう場合には職員が待機してですね、防災無線等での注意喚起、避難命令等々に対応します。ですのでこの特別警報が出る以前の段階で、普通に考えれば避難のですね、対応をとるといような形になるというふうに考えております。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） 特別警報はですね、発表段階で状況が既に切迫して、屋外への避難が危険なことすらあるというような状況で、結局もう最後は個人の判断とか、そういうことに委ねられてくるわけです。ですので周知が大事だということで、なるべくたくさんの人に、屋外にいる人も屋内にいる人も、周知の方法を高めないといけないというふうに思います。

それで、大雨特別警報を発表するときの目安はですね、48時間雨量でどれだけたまっているか。一気に雨量が高まった場合、50年に1度ということだそうですが、それが起こってしまった。杉谷議員も言われましたけれども、京都の嵐山の渡月橋が、あれが埋まる、水で埋まるなんて光景は皆さん見たことがなかったではないでしょうか。そしてまた、またもう一つの場合はですね、長時間の雨がずっと降ってしまって、気づかないうちに雨量がふえたと、そういう場合の特別警報もありますようです。新聞によりますと。こんな場合はですね、48時間雨量の特別警報の場合は、恐怖を感じるような猛烈な雨が降らなくても切迫した状態になっていることがあって、こんな雨は初めてだと思っている、こんな状態になるのは初めてと思っているうちになってしまったという、そういう特別警報もあるそうです。そういうときにですね、やはり、詰めておられると言いました。確かに警報のときは詰めておられると思います。ですので周知の方法をもっときちんと考えていかないといけないと思うんです。ですので広報無線が1時間に1

回なら、2時間に1回なら1時間に1回、また30分置きとか、また、声の大きさもですね、屋外で、普通は防災無線で皆さん案外うるさいとか、赤ちゃんが起きるとかって、ちょっと弱められたこともあります。ただ、特別警報のときは特別であって、声の大きさを最大限大きくするとかできるのかわかりませんが、そういう準備というものが要るんじゃないかと思うんです。そしてこの特別警報というのはいつ起こるかわからないので、本当に早急に特別警報に対するマニュアルといいますか、そういうものがないといけないのではないかと思います、どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 補足的なところは担当課のほうから述べさせていただきたいと思いますが、たびたび述べさせていただいておりますように、警戒警報の段階、あるいは注意報の段階で、役場のほうにそれぞれ詰めて、体制を組んでいる状況であります。そうした状況を踏まえる、状況の中で警戒をしつつ、この特別警報というのが発せられるということになりますれば、当然、これは法で定められた周知でありますので、早々な対応の中で周知徹底をしていくということであろうと思っております。昼であれ夜であれ、すべきことはしていくということであろうと思っております。ただ、大切なのは、このことについてやはり住民の皆さん、町民の皆さんがしっかりとこのことについて理解をしていただいて、やはり夜であったり、いろんな場面での、場所によって状況が異なりますので、最終的には本当にそういった情報、周知の情報を得て、それぞれが命を守る体制の判断、行動を起こすということであろうと思っております。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） 今、私が尋ねましたのは、特別警報の場合の周知の仕方、防災無線とかの音量とかの問題はどうなのかということも尋ねました。外のこともですね、外の音量もですね、大きくできるのかどうか。やはり特別警報というのは違いますので、そのことをお聞きしましたが、どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 音量ということですが、音量は調整がききますので、特別警報のような緊急時には最大音量で流すということになると思います。

それから、定期的な、何ですか、注意喚起というようなことを言われましたけれども、災害の場合ですね、状況、その災害の状況によったりしますので、それは適宜避難指示とか勧告とかいろいろ流すという形で、一律的なものではないというふうに考えており

ます。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） 特別警報については周知をお願いしたいということで、警報自体の中身もこういうものですよというのを防災マップとかされるときにですね、皆さん、直ちに命を守る行動というのは日ごろ考えなければいけない、特別警報は本当に特別な警報だということをきちんと知らせていただけたらと思いますが、その点については追及をそれ以上はできませんが、豪雪対応マニュアルというのを私は持っています。以前いただきました。大豪雪が記憶に新しいほどありましたです。それで、それについての、終わった後にすぐにつくられたようであります。23年の1月11日から14日あたりに各課長がいろいろとマニュアルをつくったりしておられます。災害は忘れたころにやってくるといういまして、ことしの正月は割かし静かな正月でしたが、これもわからないわけでありまして、それについて、豪雪で何か、まずは古きをたずねということで、学んだこと、または課題とかありましたらお話してください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 私のほうから1点だけ述べさせていただきますが、現場の状況を的確に正しく知ることの必要性であります。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） さかのぼって申しわけないんですけども、対策マニュアルというのは、豪雪のマニュアルは、これちょっと多分更新しないと、いろいろな場面で、窓口課の名前とか、全部変わってますので、そのことについては更新が必要ではないかと思えます。

それで、豪雪だけではなく、豪雨に対しても、ここは、大山町は阿弥陀川、名和川、甲川と大きな川が3つあります。そして何年か前の台風の時もですね、本当に災害が、もう本当に水位が上がってですね、私自身も見に行きましたけれども、あと何センチで避難勧告が出るんだろうかというぐらいの災害がありました。大山寺の参道も壊れたりして。そういたしますと、やっぱりそういうことを教訓にしてですね、こういう、今、天変地異がどんどん起こっておりますので、豪雨対応マニュアルというのもつくられるのかどうか、そして豪雪マニュアルについての反省点で、指示命令系統というのがきちんと把握できているかどうかというのもありました。それで、その2点を聞きたいと思えます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 河川の氾濫の場合の対応マニュアルということですが、河川のほうにつきましては、避難勧告等の発令基準というものをつくっております。その基準に基づいて防災計画のほうで対応していくという形で考えております。

豪雪につきましてはですね、22年から23年の豪雪は非常に、何ていうですか、今までになかった豪雪で、なかなか対応ができませんでしたので、各課のほうで対応したものをまとめてですね、今後に生かすということでつくったものでございますので、河川のほうにつきましては、現在のあるもので対応するというふうに考えております。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） 豪雪マニュアルにこだわりますけれども、そのときに豪雪の経験、その当時ですね、したときにですね、各支所にまず行くこと自体ができなかったりしました。そしてその指示系統に対して順番が決めてあったと思うんです。課長とか。それについて、誰が指示を出すのかというところで、きちんとそういうマニュアルを、万が一旧大山に住んで名和の本庁に来なければならないとか、そういうことがあったりしますけれども、旧大山でしかできないとか、そういうときの指示の系統というのはきちんとされてたほうがいいと思います。

そして、住民側の苦情ですね、一つ結果報告で、例えばですけど、豪雪のときに除雪路線の明確化というのがありました。どこから除雪がされるのか。大概の電話対応というのはですね、結局住民さんからの苦情とか、早く雪道をあけるとか、そういうものの対応で大変だったって聞いております。結局本当に情報を提供しようとして、この道路は例えば救急車が立ち往生して通れませんかからだめですよって情報を提供しようと思っているのに苦情の電話ばかりがたくさん行きまして、うまく対応ができなかったと。住民さんのほうも、せっかくの情報なのに、除雪の要望かと思われたと、そういうふうなこともあったらしいですので、とにかく豪雨であろうと何であろうと、災害本部が立ち上げたときに、情報処理と、それから苦情処理と、そういうところのきちんと番号を知らせるとか、細かいですけども、そういうことをしておく、現場で対応される職員さんは本当に電話対応でもう大変だった、3人ぐらい人が要ったということを聞きましたので、その点について、というのはですね、本当に私たち、災害、今ないですけども、特別警報が出るようなこの世の中で、きちんと細かいことを聞かせていただいております。どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほど吉原議員より質問がありました中で答えさせていただきました。現場の状況を的確に正しく、早く知っていくということの必要性であります。

そのことがございましたので、各自主防災組織、あるいはないところでありますれば、区長さんも含めて、各集落、自治会にですね、町のほうから自治会あるいは集落の情報伝達の状況、受けていただく方、あるいは発信をしていく方、ナンバーワン、ナンバーツー、ナンバースリー、そうしたことの届け出をいたして今おるといふところでありませぬ。

補足を担当より答えさせていただきます。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 前回の豪雪のときでございますが、31日の夜中から県庁のほうと直接電話連絡をとりながらやっております。その間、庁舎のほうには宿直の方しかおられないということで、まず第1番に、役場の近くに住んでいる職員3名ほど、11時前ぐらいから直接出てくれということで、歩いて来させてます。そのほか、3名ではとても足りないということで、女性職員を含めて、近くの職員を出していただきまして、そのほかの課長、職員につきましては、できるだけ速やかに、翌朝になってしまいましたけども、支所なり本所なりに集まってくれというふうな指示を出して対応しております。災害というのはいつ起こるかわかりませんので、まず連絡体制をとらないと対応ができませんので、一番庁舎の指示を出す部署の、に住んでおる職員をまずお願いしたということでございます。

それから、先ほどございました情報伝達なり苦情なりの関係でございますが、住民の方からお受けするのはほとんど苦情の電話でございます。それが1人2人の対応じゃなくって、実際、全部の電話が、庁舎内にある全部の電話が鳴りっ放しみたいな格好になりますので、1人2人ではとても対応ができないような状態になります。したがって、そういう除雪は町の職員も一生懸命対応をさせていただいたところでございますので、本当に緊急要件以外はですね、できるだけ控えていただきたいというふうにおとところでございます。

除雪のほうもですね、実は最近、建設業者さんが除雪の機械を直にこちらのほうに保有しておられなくって、リース関係にされているということがありまして、なかなか機械の確保もちょっと難しくなっておりますので、昨年度は建設課のほうでは除雪用のリースのバケットを借りてですね、町が直営でできるような格好の準備も進めておるところでございます。そういうふうな格好で、できるだけ速やかに除雪ができるような努力をしているところでございます。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） ですから、回ってもとに戻りますが、町づくりと防災というところで、減災というところですが、結局自主防災組織がしっかりしていれば、その代表のところにお問い合わせすれば何とかかわかると、そういうような状況になるよう

に自主防災組織も育成してほしいと思いますし、それから、最後になりましたが、町づくりの関係で、これは担当課が違うのであれですけれども、町長の考えですけれども、このごろまちづくり地区会議もだんだんできております。その中で、中には、取り組みの中には防災に取り組んでいるところもあります。ですので、本当に一つ一つの部落で、集落でなかなかできないところをカバーできる、そういうこともあるかもわかりません。小さい部落ではなかなか立ち上げにくいというところで、まちづくり地区会議の中で防災意識を高め、訓練をしていくということも可能性があると思いますが、ですので地区会議で、強制はできないと思いますが、防災意識について取り組み方を推進していくような、そういう姿勢も必要ではないかと思いますが、町長、いかが考えられますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） まちづくり地区会議の中での防災の取り組みという話でございます。昨年も所子地区のほうで、町の防災訓練にあわせてそうした取り組みをしていたという経過もあります。ことしも同じように取り組んでいくということで、防災意識の啓発や、あるいはそうした経験を通してやっていこうという動きがあります。ほかの地区会議のほうでもそうした防災に対してのいろいろな話し合いがなされているところでもありますので、期待をしながら、また町としてもそうした取り組みに対してのフォロー、御支援、一緒に取り組みをさせていくということで進めていけたらなと思っています。

○議員（12番 吉原美智恵君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） これで吉原美智恵君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 5時前ではありますが、もう一人、一般質問を継続したいと思います。

なお、残りました8番……（「9番以降」と呼ぶ者あり）9番以降の議員の皆さんの一般質問は、あす9月20日に本会議を再開して引き続き行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番、加藤紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） そうしましたら、吉原議員の質問に続きまして、防災になりますので、手短に終わらせたいと思います。

津波に対する防災について。

2011年3月11日の東日本大震災では、津波に対する避難の意識が高く、行政も対策の努力をしてきた地域にもかかわらず、1万9,000人を超える命が津波によって奪われました。

本町でも平田地区、御来屋地区、下坪地区など、多くの住民が沿岸部で居住、生活されています。このような住民の命を守り、安心して暮らしてもらうために、万一の事態

に備える備えについて、2つの点を伺います。

- 1、本町では、津波に対する防災をどう考えておられるか。
- 2、日中だけでなく、夜間の想定もしておられますか。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 加藤議員より1点、津波に対する防災についてという御質問をいただきました。

これまでの日本海側においては、津波の発生については、想定はされていたものの、大きな津波が来るというものの想定は余りなされておりました。平成23年3月11日に発生をいたしました東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波により、東北地方の沿岸部は大きな被害に見舞われ、改めて海底で発生する地震とそれに伴う津波の被害について対応を迫られたところであります。

鳥取県では、平成16年度に鳥取県地震防災調査研究報告書を作成をし、地震・津波対策を検討しておりましたが、東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波の影響、津波の状況に鑑み、日本海側での津波発生の状況について再検討を行うため、平成23年7月に鳥取県津波対策検討委員会を設置をし、翌年の24年3月に報告書を作成されたところであります。それによりますと、日本海で想定される地震は、鳥取沖東部断層、鳥取沖西部断層、佐渡島北沖断層の3つの断層で発生する地震による津波が想定をされており、大山町への影響としましては、鳥取沖東部の地震の場合は、最初の波は24分後、最大波は85分後に1.27メートルの波が到達するということが、また、鳥取沖西部の地震の場合は、最初の波は4分後、最大波は10分後に3.63メートルの波が到達、また、佐渡島の北沖地震の場合は、最初の波が96分後に、最大波が166分後に、7.59メートルの波が到達するという予測が出されているところであります。

津波によります災害に対応するため、本町では昨年度に、沿岸部の防災無線が聞き取りにくい区域、屋外スピーカー6カ所増設をしまして、その津波対策、津波などの発生時に迅速かつ確実に防災情報が伝達できるよう取り組みを進めたところであります。

また、鳥取県津波対策検討委員会から出されましたところの津波被害のシミュレーション、これをもとにして、大山町内の標高と、どのくらいの地域が浸水する可能性があるかわかる津波ハザードマップ、これを作成をして全戸にお配りをし、さらに津波が押し寄せる可能性のある区域の公民館、避難所、避難経路などに海拔表示板の設置をいたしましたところであります。

昨年10月に実施をいたしましたところの総合防災訓練では、津波被害を想定した訓練を行っておりまして、沿岸部の23集落、約600名の町民の皆さんに参加をいただいたところであります。総合防災訓練終了後には、鳥取県津波対策検討委員会の委員長を務めておられます鳥取大学大学院、松原雄平教授に「津波浸水予測と減災」という



テーマで御講演をいただき、津波やその対応について理解を深めることができたところ  
であります。

このたびのほかの議員さんへの答弁でもお話をしているところでありますが、東日本  
大震災の教訓として、防災だけではなく、減災ということも重視されております。

町では、先ほど述べましたようなソフト面、ハード面の充実を図り、津波が発生した  
場合への対応を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、日中だけでなく、夜間も想定しているかということですが、災害の発生  
は、日中だけではなく、夜間にも発生するものと考えております。災害時の注意喚起と  
して、町では、防災無線を整備をし、町民の皆様へ情報提供や避難勧告などを行える体  
制を整えております。また、地震や津波が発生した場合に、国が発した緊急情報を防災  
無線を通じて伝達する瞬時情報システム J - A L E R T、これも整備をし、緊急時に情  
報を伝達する体制を整えているところであります。

津波の被害を少なくするためには、津波の発生が予想される場合、速やかに高台の避  
難場所に逃げていただくことが重要となります。津波が発生した場合に、津波が押し寄  
せる範囲は広範にわたりますので、行政あるいは関係機関での対応が困難を伴う場合も  
あろうと思っております。そういう意味合いで、自主防災組織や家庭内での津波被害を  
想定した話し合いや避難訓練を行っていただくこと、これがとても大切なことではない  
かなと思っております。特に夜間となりますと、道がわかりにくくなりますので、日ご  
ろから懐中電灯の場所、これを確認し合ったり、夜間での避難訓練を行うなど、防災に  
ついての関心を高めていただくということが重要ではないかと考えているところであり  
ます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 加藤紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） そうしましたら、1番に関してはですね、ちょっと省略  
させていただきます。

2番に関して、日中だけでなく夜間の想定もしているかなんですけれども、結局、私  
なんかも裏出たらすぐ海という状況で、何が一番怖いかって、夜間、津波が来る。でも  
停電しとる。その状況が一番怖いんですよね。そんなときにですね、懐中電灯を用意し  
てって、僕らみたいな元気な人間はいいんですけれども、やっぱりつえをついたり、も  
しくは老人カーですか、ああいうものを使って懐中電灯を手にして避難できるのかって  
いう点でどうお考えでしょうか。

○議長（野口 俊明君） ちょっと待ってください。

間もなく5時になりますが、加藤議員の一般質問が終了するまで時間を延長して、一  
般質問を続けます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 質問に対して答えさせていただきます。

夜ということでもありますので、懐中電灯ということがまず第一ということでもあります。歩いて、若い方がどんどん歩いていかれる場合もありますし、どうしても御高齢の方々が歩くのが非常に厳しいという方もおられるかと思えます。やはりそこは家庭内で、あるいは近所同士で、集落、自治会の中で、そうした方々への状況の把握、何かあったときの地域で支え合っていく、あるいは助け合っていく、そうした体制づくりやお互いの情報の共有ということが必要だろうと思っているところであります。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 加藤紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 例えばですね、津波の先進地と言ったらちょっと言い方が悪いですけども、岩手県の釜石市なんかでは、ソーラー式の避難誘導灯で停電時にも対応する。高知県のほうなんかにも夜間でも蛍光塗料を使った誘導板を設置するといった夜間対策がされております。こういったものが設置されてないとですね、最初にありました10分後に3.63メートルの波が到達というときに、高齢者をかばって避難する時間というのはないんですよ、正直な話。やっぱりそうなったときに、ちょっとでも動ける人には自分の足で動いてもらうということもすごく大事だと思うんですよ。そういった意味で夜間の対策を改めて考えてもらうようなお考えはないでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議長、済みません。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） このたびの津波の関係で被害を受けられた地帯でそうした取り組みがあるということで、今、事例としての御提言、御発言をいただきました。勉強させていただいて、今後の検討にさせていただきたいというぐあいに思います。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 加藤紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） ちょうど5時前に終わります。

○議長（野口 俊明君） これで加藤議員の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 本日はこれで散会にし、残りました通告9番以降の議員の一般質問は、あす9月20日に本会議を再開して引き続き行いますので、定刻9時30分までに本議場に御参集願います。

本日はこれで散会します。

午後4時56分散会